

# 坂城町障害者計画

平成23年度～平成32年度

「ともに生きる福祉と健康のまちづくり」をめざして



平成23年3月  
坂 城 町

## 「ともに生きる福祉と健康のまちづくり」をめざして

本町においては、平成 12 年度に『坂城町障害者計画』を策定し、「ボランティアが息づくやすらぎのあるまち」を目標に、障害のある人もない人も共に生活し、活動できるまちづくりと障害者対策の基本理念であるノーマライゼーションの確立をめざし、様々な障害者施策を展開して参りました。

また、平成 23 年度からスタートする坂城町第 5 次長期総合計画においても、「ともに生きる福祉と健康のまちづくり」を目標として、障害者施策の総合的、計画的な推進を図って参りたいと考えております。

しかしながら、障害のある方々が地域社会で安心していきいきと暮らすためには、まだまだ多くの課題を抱えております。

このたび、多種多様化するニーズに十分対応できる施策を推進するため平成 23 年度から 32 年度まで取り組むべき障害者施策運営の基本となる「坂城町障害者計画」を策定いたしました。

この計画の策定にあたっては、障害のある方々に福祉についての意識調査を実施し、その結果を反映させながら、障害者団体並びに関係機関・団体の代表からなる策定委員会を設置し、ご意見、ご提言をいただきました。

今後は、この計画を基本として、行政をはじめ関係団体の皆様と共に、まごころのこもった施策の推進に努めて参りたいと考えております。住民の皆様のご理解と一層のご支援ご協力をお願いいたします。

この計画の策定にあたり、ご協力をいただきました各位に心からお礼申し上げます。

平成 23 年 3 月

坂城町長 中 沢 一

# 坂城町障害者計画 目 次

第1章 計画策定の趣旨等	1
第1節 計画策定の背景・趣旨	2
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の期間	3
第2章 障害者福祉に関する意識調査	5
第3章 計画の基本方向	39
第1節 基本理念	40
第2節 施策の体系	40
第4章 施策の方向	43
第1節 地域でともに生活するために	44
1 住宅の改善・整備	45
2 生活安定のための施策の充実	46
3 在宅福祉サービスの充実	47
4 保健・医療サービスの充実	48
第2節 自分らしく生きるために	49
1 療育体制の整備	50
2 教育の充実	51
3 権利擁護制度の推進	52
4 雇用・就業の促進	53
第3節 安心して生活するために	54
1 交通・移動対策の推進	55
2 公共施設等生活環境の整備促進	56
3 緊急・災害対策の充実	59

第4節 生活の豊かさの向上をめざして	58
1 福祉用具の普及促進	59
2 情報提供の充実	60
3 スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の振興	61
第5節 心の障壁を取りのぞくために	62
1 障害者理解のための教育・交流の推進	63
2 ボランティア活動の振興	64
3 啓発・広報活動の推進	65
4 相談支援体制の充実	66
資料	67
障害者の状況	68
1 身体障害者（児）	68
2 知的障害者（児）	69
3 精神障害者	69
坂城町障害者計画等策定委員会設置要綱	70
坂城町障害者計画等策定委員会委員名簿	71
千曲・坂城地域自立支援協議会概念図	72



# 第 1 章

## 計画策定の趣旨等



### 第 1 節 計画策定の背景・趣旨

### 第 2 節 計画の性格

### 第 3 節 計画の期間

## 第1節 計画策定の背景・趣旨

坂城町では、本年度「豊かな自然環境の保全を図りつつ、人権の尊重を基本に、工業を中核とした農業、商業などが融合した産業の発展によって活力を生み、住民と企業と行政が連携し、それぞれの役割を担う地域主権(住民自治)の自律のまちづくり」を基本理念に「坂城町第5次長期総合計画」を策定し、その中で「ともに生きる福祉と健康のまちづくり」を目標に障害福祉施策の推進に取り組むことといたしました。

障害福祉施策は、障害者の生活全般におよぶ幅広いものであり、障害の種類、程度、生活状況によって多種多様なニーズがあり、さらに障害の重複化、障害者の高齢化やライフスタイルの変化などによって新たなニーズも生まれております。

これらの幅広い課題や多様なニーズに的確に対応し、障害のあるなしに関わらず、すべての人が地域で普通の生活を送ることができる社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」の理念を実現するためには、数多くの解決すべき問題が残されている状況にあることから、平成12年度に「坂城町障害者計画」を策定し、総合的かつ計画的に障害福祉施策を推進してきました。

前回の計画策定以後、障害者基本法などの障害者の制度は大きく改革され、障害者の福祉サービスについては、社会福祉法の理念を踏まえ、平成15年4月に従来の行政主導による「措置(費)制度」から、利用者が自らサービスを選択できる「サービス利用契約制度(支援費制度)」に移行し、平成18年4月からは、障害者の地域生活の推進と就労を促進し、自立を支援する観点から、身体・知的・精神の障害種別ごとに異なって提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みとした「障害者自立支援法」が施行されたところであります。

本計画は、このような障害福祉制度の改革や障害者を取り巻く環境の変化等を考慮し、坂城町としての障害者施策と役割を明確に示し、さらにきめ細かく推進するために現計画を見直し、新たな視点で障害者計画を策定するものであります。

## 第2節 計画の性格

「坂城町障害者計画」は、障害者基本法第9条第3項に基づく「市町村障害者計画」と位置づけ、本町の障害者に関わる現状と課題を明らかにするとともに、障害者施策の目標と具体的な方策を定め、障害者に視点を置きながら、坂城町第5次長期総合計画と連携し、障害者のための施策に関する基本となる計画です。

### 「障害者計画」と「障害福祉計画」との関係について

- 「障害者計画」… 障害者基本法に基づく障害者のための施策（保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発、広報等）に関する基本的な事項を定める中長期の計画
- 「障害福祉計画」… 3年を1期として定める障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の確保に関する実施計画

## 第3節 計画の期間

「坂城町障害者計画」は現在、平成13年度から平成22年度までの10年間計画で策定済です。今回の計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間計画です。

現在、国において国連障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備として、「障害者総合福祉法」（仮称）の制定等が検討されております。

また、長野県の障害福祉計画が平成23年度に改定される予定であります。

これらの動向を的確に把握しながら、今後の社会情勢等の変化により必要に応じて見直すこととします。





## 第2章

# 障害者福祉に関する 意識調査

## 1. 調査の概要

### (1) 調査の目的

平成23年度改訂の坂城町障害者計画を策定するための基礎資料とする。

### (2) 調査方法

- ①調査対象:身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ町民の方々
- ②調査期間:平成22年7～8月
- ③調査方法:各地区の民生委員が配布・回収
- ④回収結果:配布票数934／回収票数652／回収率69.8%

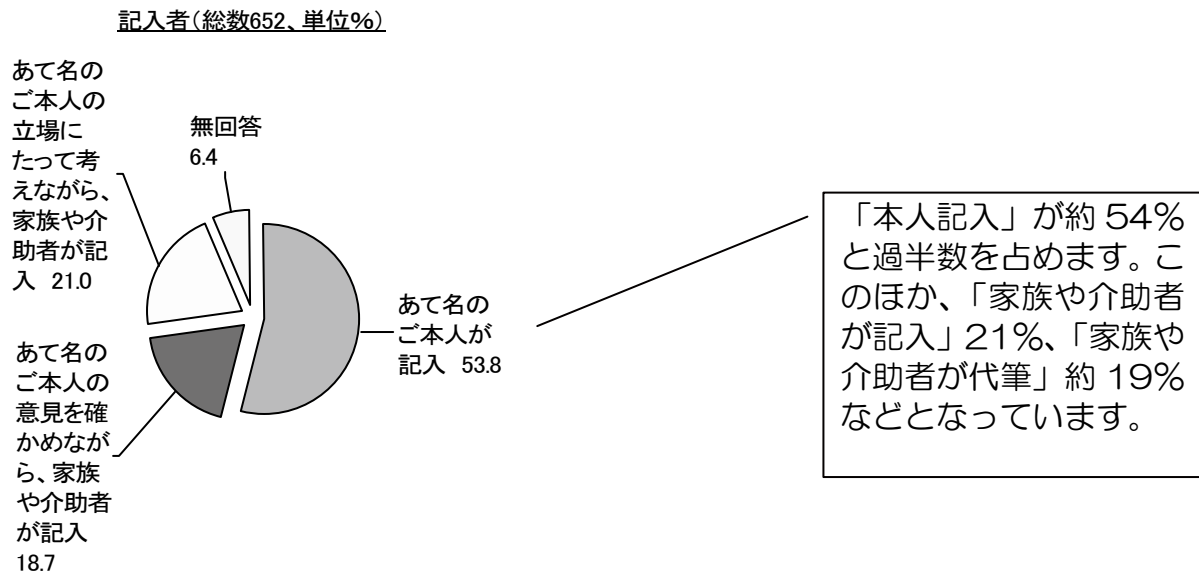
### (3) 集計上の留意点

- ①回答率(割合)は、小数第二位を四捨五入して小数第一位までを表記しました。このため、合計が100.0%にならないことがあります。
- ②複数回答方式(MA)では、百分率の合計が100.0%を超えることがあります。

## 2. 集計結果

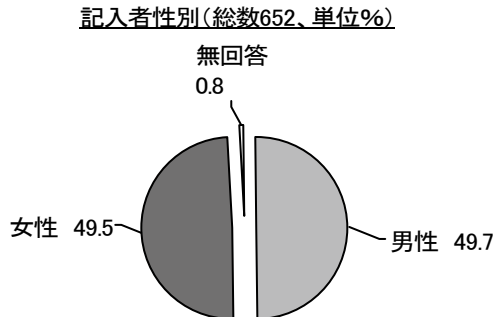
### 1 まず、記入者についてお聞きします。

問1 調査票にお答えになる方はどなたですか。(〇はひとつ)



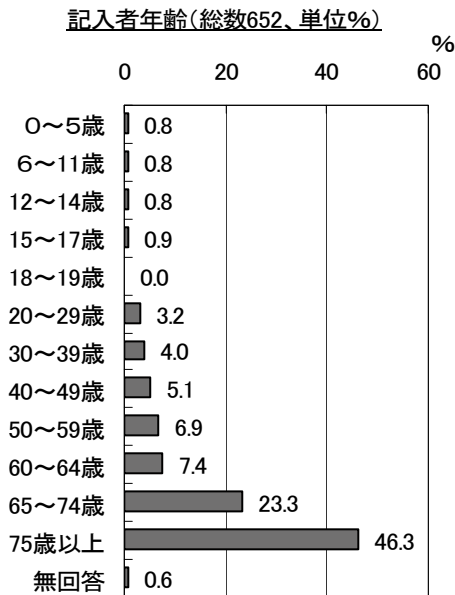
## 2 あなたやご家族のことについておたずねします。

問2-① あなたの性別と年齢①性別(○はひとつ)



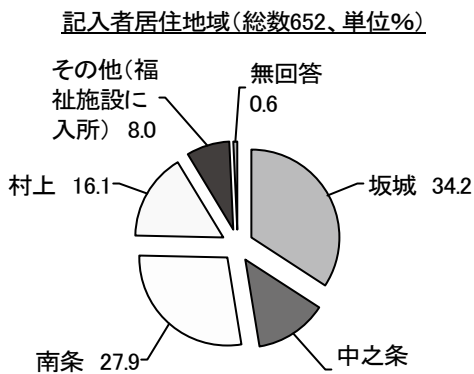
男女比は、ほぼ5：5です。

問2-② あなたの性別と年齢②平成22年4月1日現在の年齢(○はひとつ)



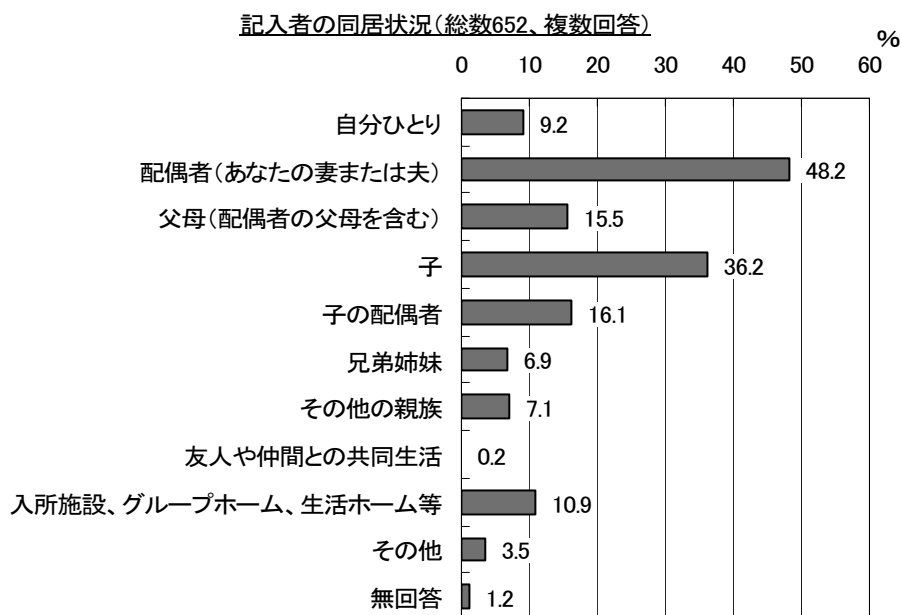
65歳以上が約7割となっています。

問3 あなたのお住まいの地域(○はひとつ)



「坂城」が約34%、「南条」が約28%を占めています。

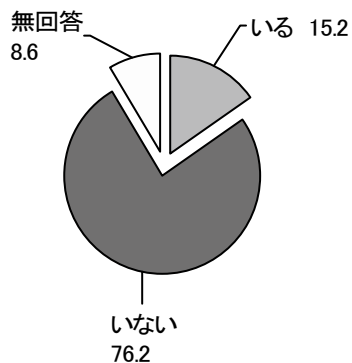
問4 あなたと同居している方(○はいくつでも)



「配偶者」や「子」と暮らす人が多くなっています。「施設」に入所している人は約1割、「自分ひとり」は約9%となっています。

問5 一緒に住んでいる方のうち、あなた(ご本人)以外の同居家族に、介護や介助が必要な高齢者・障害者・病人等はいますか。(○はひとつ)

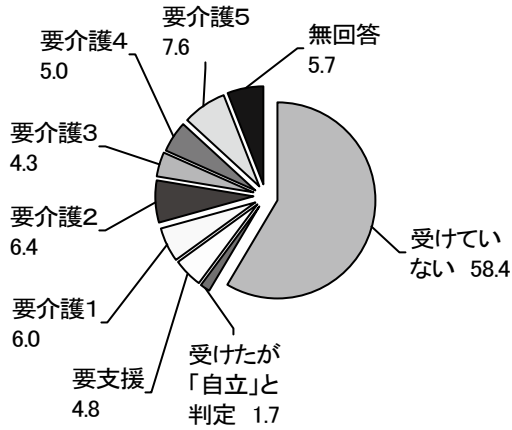
同居人中の要介護・介助者、高齢者、障害者、病人等の有無(総数652、単位%)



本人以外に介護・介助が必要な人がいるケースは約15%となっています。

問6 (40歳以上の方にお聞きます)あなたは介護保険制度による要介護認定を受けていますか。(〇はひとつ)

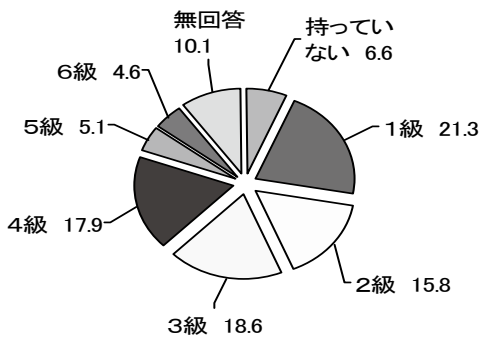
要介護認定の状況(総数580、単位%)



要介護認定を受けている人は、「要支援」も含めて約34%を占めます。

問7-① あなた(ご本人)のお持ちの手帳は、次のどれでしょうか。(1)身体障害者手帳(〇はひとつ)

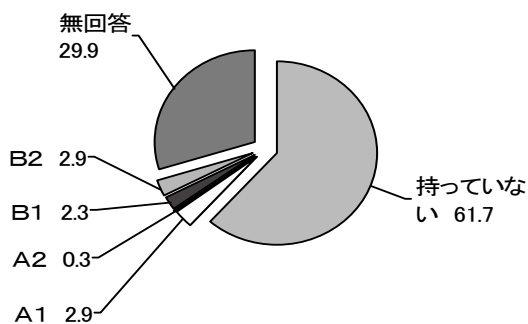
身体障害者手帳の種類(総数652、単位%)



身体障害者手帳所有者は約7割です。

問7-② あなた(ご本人)のお持ちの手帳は、次のどれでしょうか。(2)療育手帳(〇はひとつ)

療育手帳の種類(総数652、単位%)

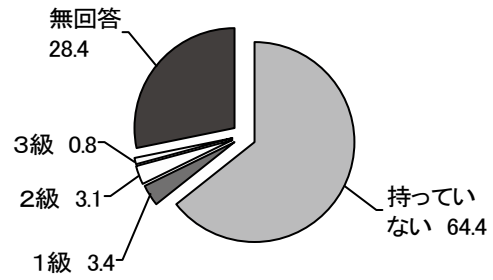


療育手帳所有者は約8%です。

問7-③ あなた(ご本人)のお持ちの手帳は、次のどれ  
 でしょうか。(3)精神障害者保健福祉手帳(○はひとつ)

精神障害者保健福祉手帳所有者は約7%です。

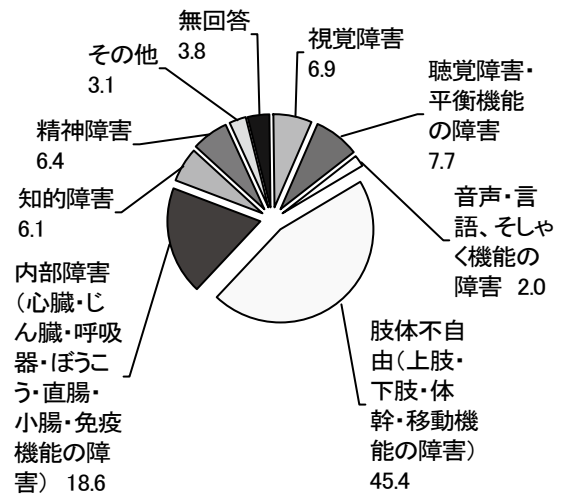
精神障害者保健福祉手帳の種類  
 (総数652、単位%)



問8-① あなたの障害についてお聞きます。(1)ど  
 のような障害がありますか。あなたの生活にもっとも影  
 響のあるものを選んでください。(○はひとつ)

肢体不自由が約45%で最も多  
 く、内部障害が約19%で続き  
 ます。

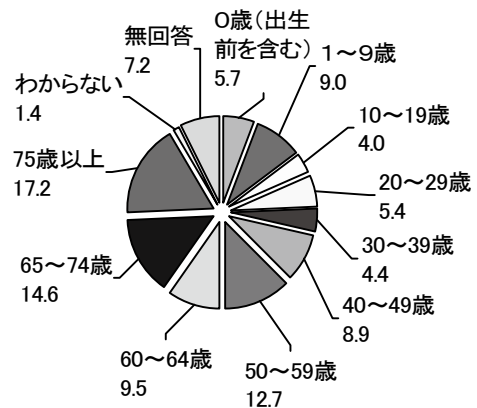
障害の種類(総数652、単位%)



問8-② (2)前の質問(1)で選んだ障害が生じたのは  
 何歳のときですか。(○はひとつ)

障害の発生年齢は20歳以降も多  
 く、50歳以上で過半数を  
 占めます。

障害が生じた年齢(総数652、単位%)

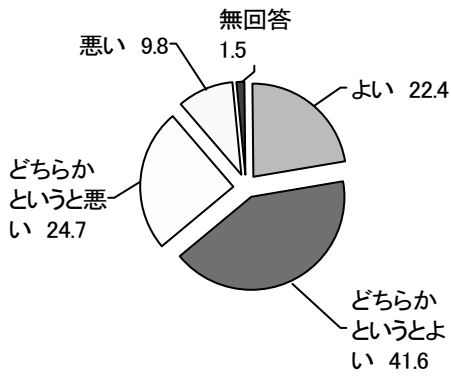




### 3 健康状態について

問9 この1か月程度の健康状態はいかがですか。(〇はひとつ)

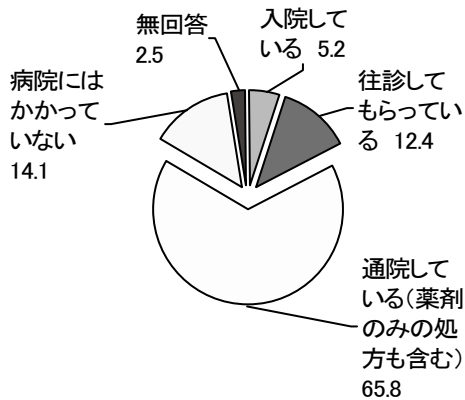
この1か月ほどの健康状態  
(総数652、単位%)



健康状態が「よい」「どちらかというともよい」人は6割を超えています。

問10 あなたは現在、病院にかかっていますか(定期健診や検診は含みません)。(〇はひとつ)

現在の受診状況  
(総数652、単位%)



「入院」「往診」「通院」をあわせて8割を超えています。

## 4 暮らしを取り巻く環境について

問11 次の(1)から(20)までのことについて、あなたはどの程度満足していますか。「1満足」から「5不満」までの5段階でお答えください。(〇は1つ)(総数652、単位%) (評価点は満足=2点～不満=-2点とした平均値)

		満足	どちらかという満足	どちらともいえない	どちらかという不満	不満	わからない	評価点
社会意識	(1)障害があるからといって、学校や職場で仲間はずれにされたり、無視されたりしないこと	21.3	13.8	13.8	4.8	2.8	14.1	0.81
	(2)外で困ったとき、周囲の人が手助けしてくれること	16.9	18.1	19.5	4.8	2.1	14.4	0.68
生活支援	(3)困りごとや悩みを、安心して相談できるところが身近にあること	20.6	19.0	17.8	5.2	5.5	11.2	0.83
	(4)身の回りの用事や家事を助けてくれるサービスがいつでも受けられ、もし一人暮らしになっても、不安がないこと	11.0	8.3	17.9	8.6	12.0	20.1	0.59
	(5)仕事をしたり、趣味を楽しんだりしながら、同じ障害のある仲間と過ごす場所が身近にあること	9.5	9.7	21.2	4.9	7.4	22.1	0.52
生活環境	(6)道路や施設が安全で、外に出かけても事故やけがの心配がないこと	10.1	11.8	20.6	11.0	9.5	13.7	0.52
	(7)日ごろから災害に備えた情報が行き届き、もし、災害が発生したときでも、安全に避難できること	9.2	10.0	23.9	7.8	9.0	17.0	0.50
	(8)人にだまされたり、泥棒にあたりしないこと	15.3	14.3	19.3	6.1	3.5	17.2	0.60
生活基盤	(9)暮らしに困らないだけの収入があること	14.0	14.0	18.1	10.7	17.3	7.5	0.81
	(10)安心して暮らし続けられる住まいがあること	35.0	25.3	10.9	2.6	4.4	5.7	1.21
教育	(11)自分の障害にあった学校で学べること	4.4	3.8	10.7	1.7	2.3	30.4	0.29
	(12)普通学級の子どもたちと一緒に自分にあった教育が受けられること	4.1	2.3	8.6	2.0	3.1	31.0	0.29
	(13)高校や大学等で障害に配慮した教育が受けられること	3.4	1.8	9.8	1.2	3.1	32.2	0.26

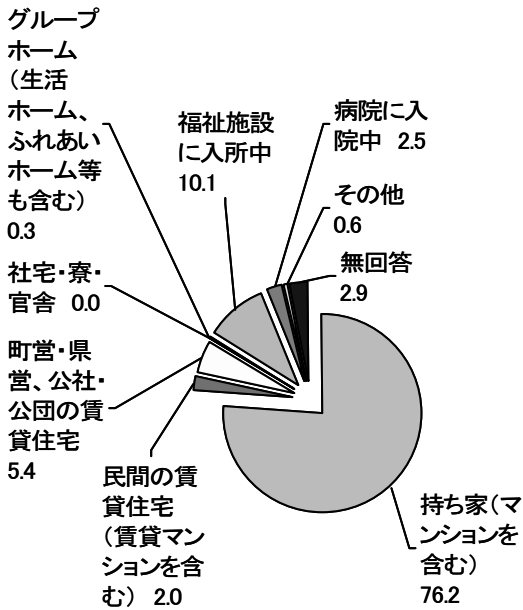
就労	(14)障害のある人に適した様々な職場があり、自分にあった職場を選べること	2.9	3.2	8.9	4.4	9.4	27.8	0.41
	(15)同じ仕事の質であれば、障害のある人も、ない人も同じように評価されること	4.8	3.8	11.2	3.8	5.7	26.8	0.37
	(16)仕事に必要な技術や知識を学ぶ場があること	4.1	4.3	9.8	4.4	5.5	27.9	0.34
保健	(17)費用の心配をせずに、必要な医療を受けられること	18.9	17.0	13.3	9.0	12.3	7.8	0.90
	(18)自分あったリハビリテーションの機会が身近にあること	10.6	10.6	14.9	9.7	11.5	17.5	0.60
情報	(19)いろいろな人とコミュニケーションができること	13.0	14.4	18.9	8.1	6.7	14.0	0.61
	(20)まちや建物の案内板やアナウンス、世間のニュースなど、自分に必要な情報を得やすいこと	9.7	14.1	19.2	5.4	8.4	18.1	0.60

生活環境の満足度は、すべての要素でマイナス評価はなく、総じて高い評価となっています。「住まい」で特に高く、「医療サービス」、「仲間外れにされないなどの意識」などの面でも比較的高い評価となっています。

## 5 暮らしの場や家計について

問12 あなた(ご本人)が現在暮らしているのは、つぎのどれにあてはまりますか。(○はひとつ)

現在暮らしているところ(総数652、単位%)

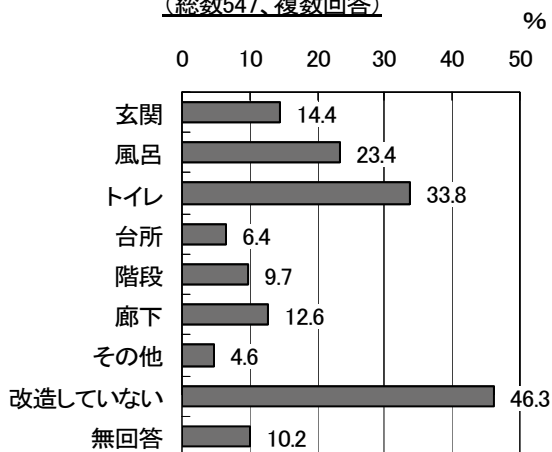


「持ち家」が約76%と多くなっています。福祉施設入所は約1割です。

問12-1 (問12で「持ち家(マンションを含む)」「民間の賃貸住宅(賃貸マンションを含む)」「町営・県営、公社・公団の賃貸住宅」「社宅・寮・官舎」「グループホーム(生活ホーム、ふれあいホーム等も含む)」を選んだ方にお聞きします)現在のお住まいで、障害にあわせて暮らしやすいように住まいを改造したことがありますか。(○はいくつでも)

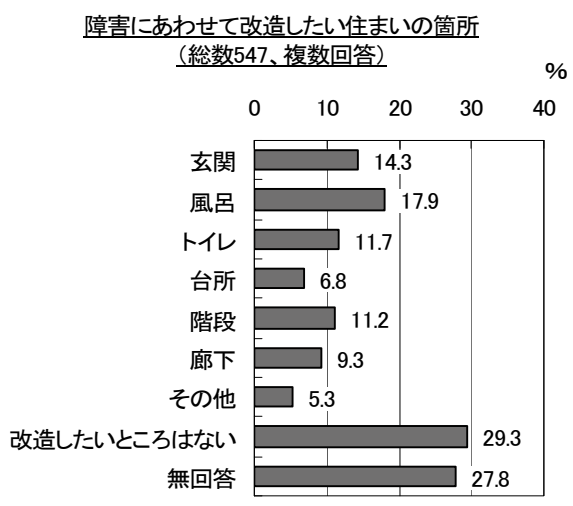
障害にあわせて改造した住まいの箇所

(総数547、複数回答)



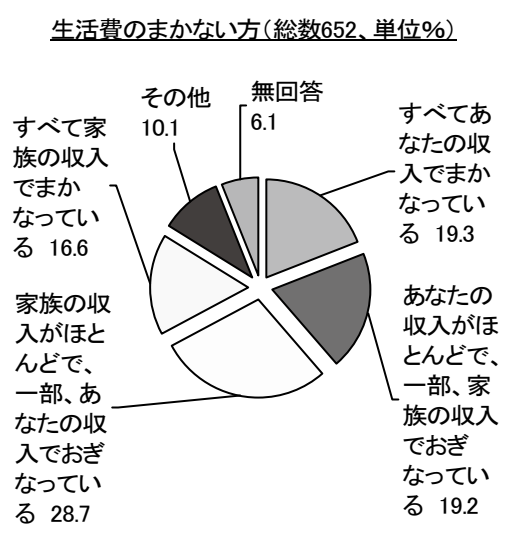
住宅の改造については、「未改造」が約46%と多く、改造したケースでは「トイレ」「風呂」などが多くなっています。

問12-2 (問12で「持ち家(マンションを含む)」「民間の賃貸住宅(賃貸マンションを含む)」「町営・県営、公社・公団の賃貸住宅」「社宅・寮・官舎」「グループホーム(生活ホーム、ふれあいホーム等も含む)」を選んだ方にお聞きします)現在のお住まいで、障害にあわせて暮らしやすいよう、これから改造したいところがありますか。(〇はいくつでも)



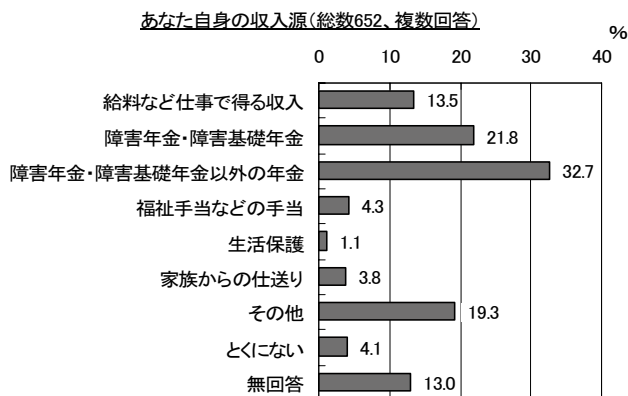
今後の住宅の改造については、「改造したいところはない」が3割近くを占めますが、「風呂」「玄関」「トイレ」「階段」などを望む声も少なくありません。

問13 あなたのお宅の生活費をどのようにまかなっていますか。(〇はひとつ)



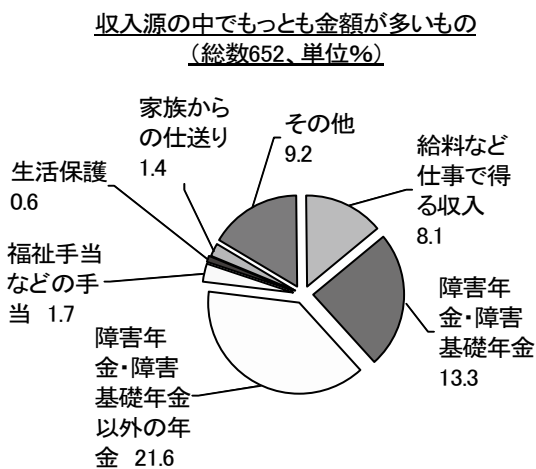
生活費については、「家族の収入と一部本人の収入」が約29%で最も多く、「すべて本人の収入」「本人の収入と一部家族の収入」が約19%、「すべて家族の収入」約17%となっています。

問14-① (1)あなた自身の収入源はどのようなものですか。(〇はいくつでも)



自身の収入源については、「障害関連の年金以外の年金」が約33%、「障害関連年金」約22%と多くなっています。「給与収入」は約13%にとどまっています。

問14-② (2)あなた自身の収入源のなかで、もっとも金額の多いものはどれですか。(〇はひとつ)



自身の収入源で額の大きいものは、「障害関連の年金以外の年金」が約22%、「障害関連年金」約13%と多くなっています。「給与収入」は約8%にとどまっています。

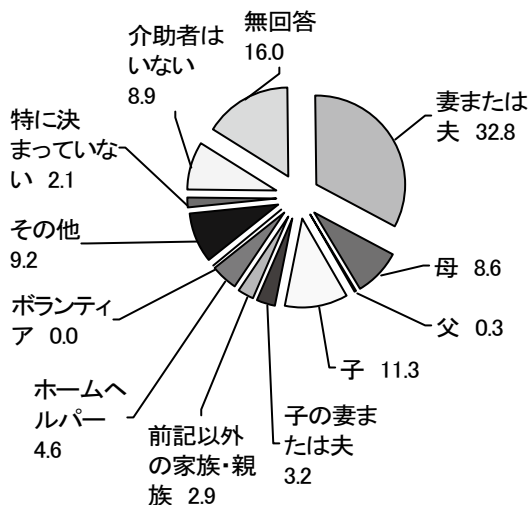
## 6 介助について

問 15 日常生活の状況は、次のどれにあてはまりますか。(1)から(9)についてそれぞれお答えください(○は1つ)(総数 652、単位%)

	一人でできる	時間はかかるが、一人でできる	一部、介助や見守りが必要	全部、介助や見守りが必要	体調によって、一人でできたり、できなかったりする	無回答
(1)食事	63.2	8.9	7.5	8.0	0.9	11.5
(2)トイレ	59.7	9.7	6.7	12.1	0.8	11.0
(3)入浴	53.8	6.0	9.0	19.0	0.8	11.3
(4)着替え	54.6	9.4	10.3	13.3	1.1	11.3
(5)家の中の移動	55.7	10.4	7.5	11.3	1.2	13.8
(6)炊事・洗濯・清掃などの家事	35.6	9.2	8.3	24.8	5.8	16.3
(7)日用品の買い物	35.7	6.3	8.4	28.8	4.1	16.6
(8)お金の管理	43.7	6.6	8.6	22.7	2.8	15.6
(9)コミュニケーション	49.5	7.5	8.9	12.1	2.8	19.2

問16 主な介助者はどなたですか。(○はひとつ)

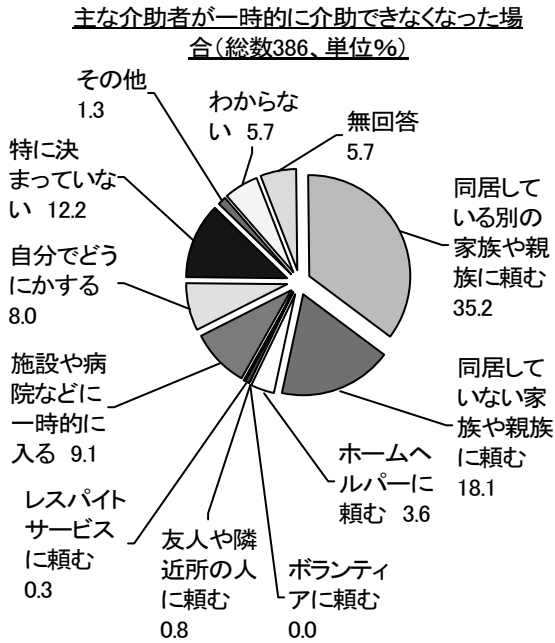
主な介助者(総数652、単位%)



自立度の高い日常生活動作は、「食事」「トイレ」「屋内移動」「着替え」「入浴」などで、「買い物」「家事」で低い状況です。

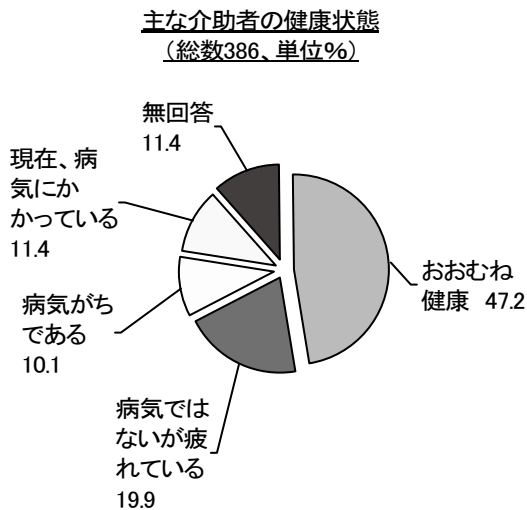
主な介助者は、「妻または夫(配偶者)」が約 33%を占めます。このほか、「子」約 11%、「母」約 9%が比較的多くなっています。

問16-1 (問16で「妻または夫」「母」「父」「子」「子の妻または夫」「前記以外の家族・親族」を選んだ方にお聞きします)主な介助者が、病気や事故、用事などで一時的に介助ができなくなった場合、どうしていますか。(〇はひとつ)



主な介助者が一時的に介助できない場合、「別の同居家族・親族に頼む」約 35%、「別居の家族・親族」約 18%で、家族・親族が介助に中心的な役割を果たしています。

問16-2 (問16で「妻または夫」「母」「父」「子」「子の妻または夫」「前記以外の家族・親族」を選んだ方にお聞きします)主な介助者の健康状態はいかがですか。(〇はひとつ)

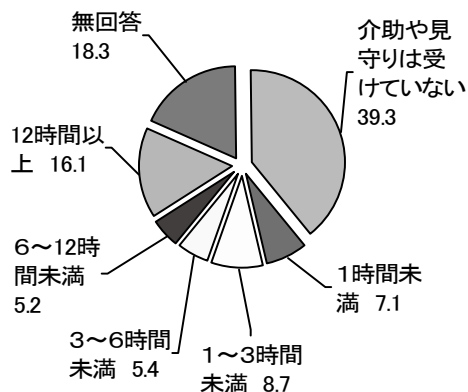


主な介助者の健康状態は、「おおむね健康」が約 47%ですが、「疲れている」約 20%、「病気がち」約 10%、「病気」約 11%など、不安な状況にある人も少なくありません。



問17 あなたが介助や見守りを受けている時間は、ふつうの1日で合計して何時間ぐらいですか(施設で介助や見守りを受けている時間も含まれます)。(〇はひとつ)

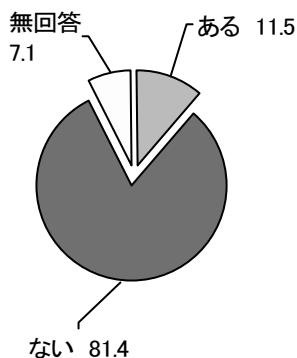
1日のうち介助や見守りを受けている時間  
(総数652、単位%)



介助等の時間は、1日12時間以上が約16%と多くなっています。

問18 あなたは日常生活において、ボランティアの支援を受けたことがありますか。(〇はひとつ)

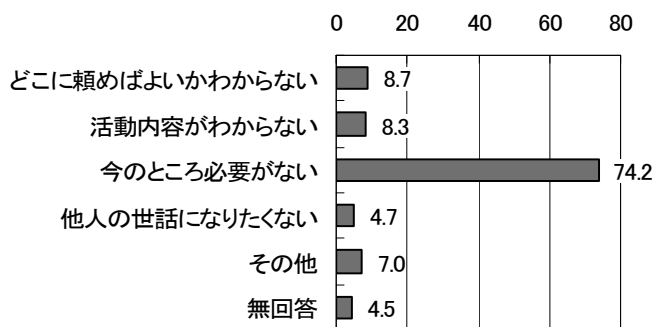
ボランティアの支援を受けたこと  
(総数652、単位%)



ボランティアの日常生活支援を受けた人は約12%です。

問18-1 (問18で「ない」を選んだ方にお聞きします) 支援を受けていない理由は何ですか。(〇はいくつでも)

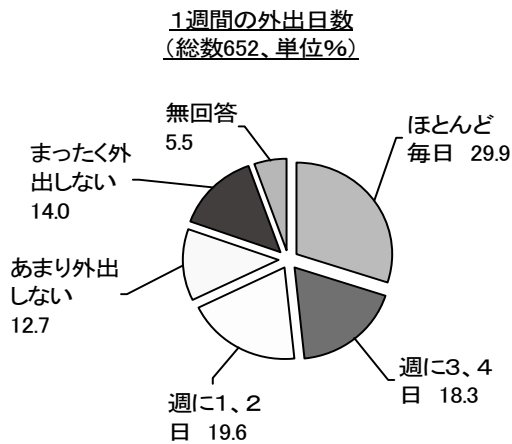
支援を受けていない理由(総数531、複数回答) %



ボランティアの日常生活支援を受けていない理由は、「必要ない」が約74%と多くなっています。

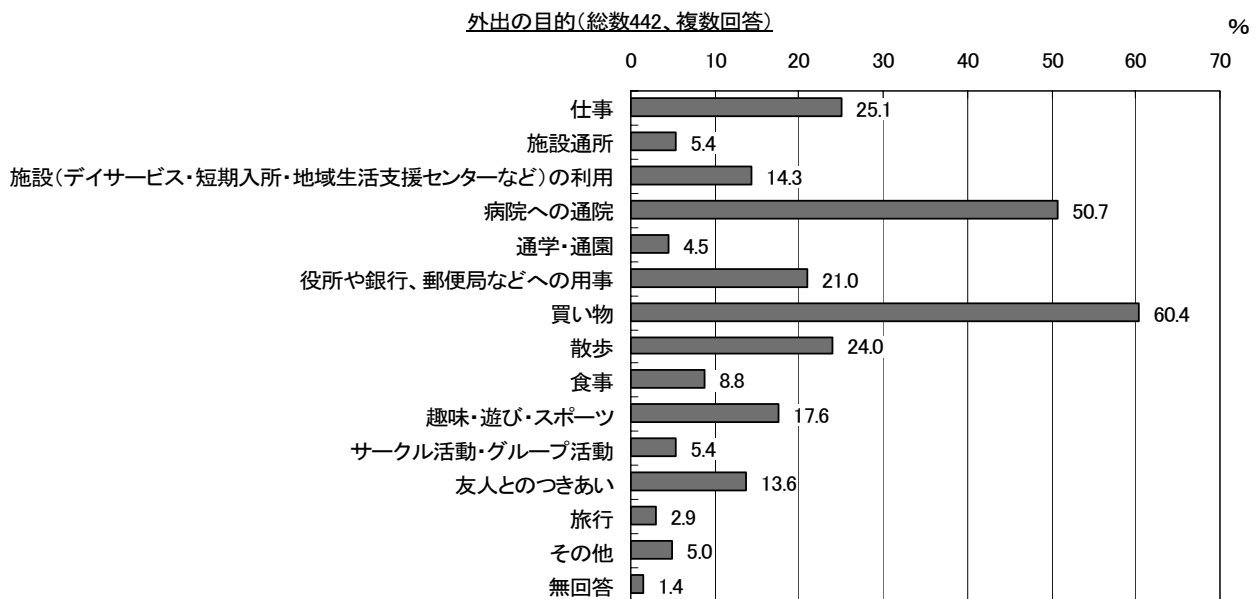
## 7 外出について

問19 ふだん、あなたは1週間に何日ぐらい外出しますか。(〇はひとつ)



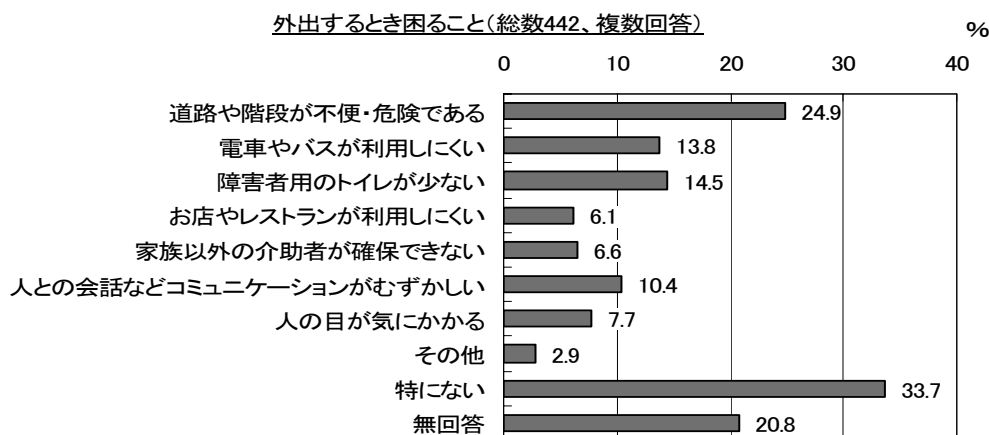
週の外出日数は、「ほとんど毎日」が約30%と多くなっていますが、「まったく外出しない」も14%で少なくありません。

問19-1 (問19で「ほとんど毎日」「週に3、4日」「週に1、2日」を選んだ方にお聞きます)どのような用事や目的で外出することが多いですか。(〇は4つまで)



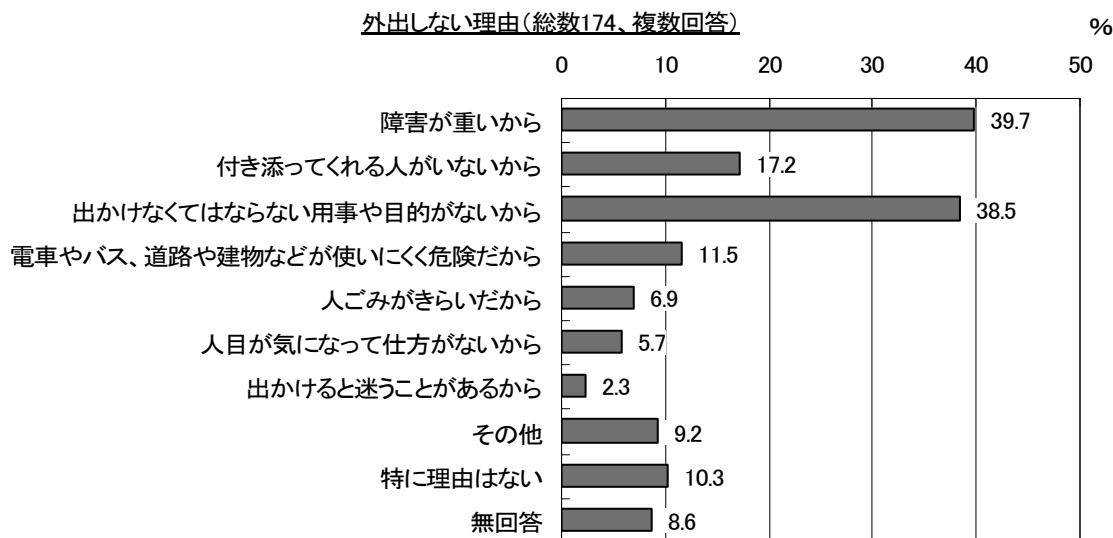
外出の目的は、「買い物」が約60%で最も多く、「通院」が約51%でこれに次いでいます。

問19-2 (問19で「ほとんど毎日」「週に3、4日」「週に1、2日」を選んだ方にお聞きます)あなたが外出したとき、何か困ることがありますか。(〇はいくつでも)



外出で困ることは、「特にない」が最も多く約 34%ですが、「道路・階段が不便・危険」が約 25%で比較的多くなっています。

問 19-3 (問 19 で「あまり外出しない」「まったく外出しない」を選んだ方にお聞きます)あなたがあまり外出しない、まったく外出しない理由は何でしょうか。(〇はいくつでも)



外出しない理由は、「障害が重い」約 40%、「出かける用事がない」約 39%が多くなっています。「付き添いがいない」約 17%「交通機関・道路などがバリアフリー化しておらず危険」約 11%など、外出支援サービスや都市環境整備によって外出が促進される可能性も少なくありません。

## 8 サービス利用の現況と今後の希望について

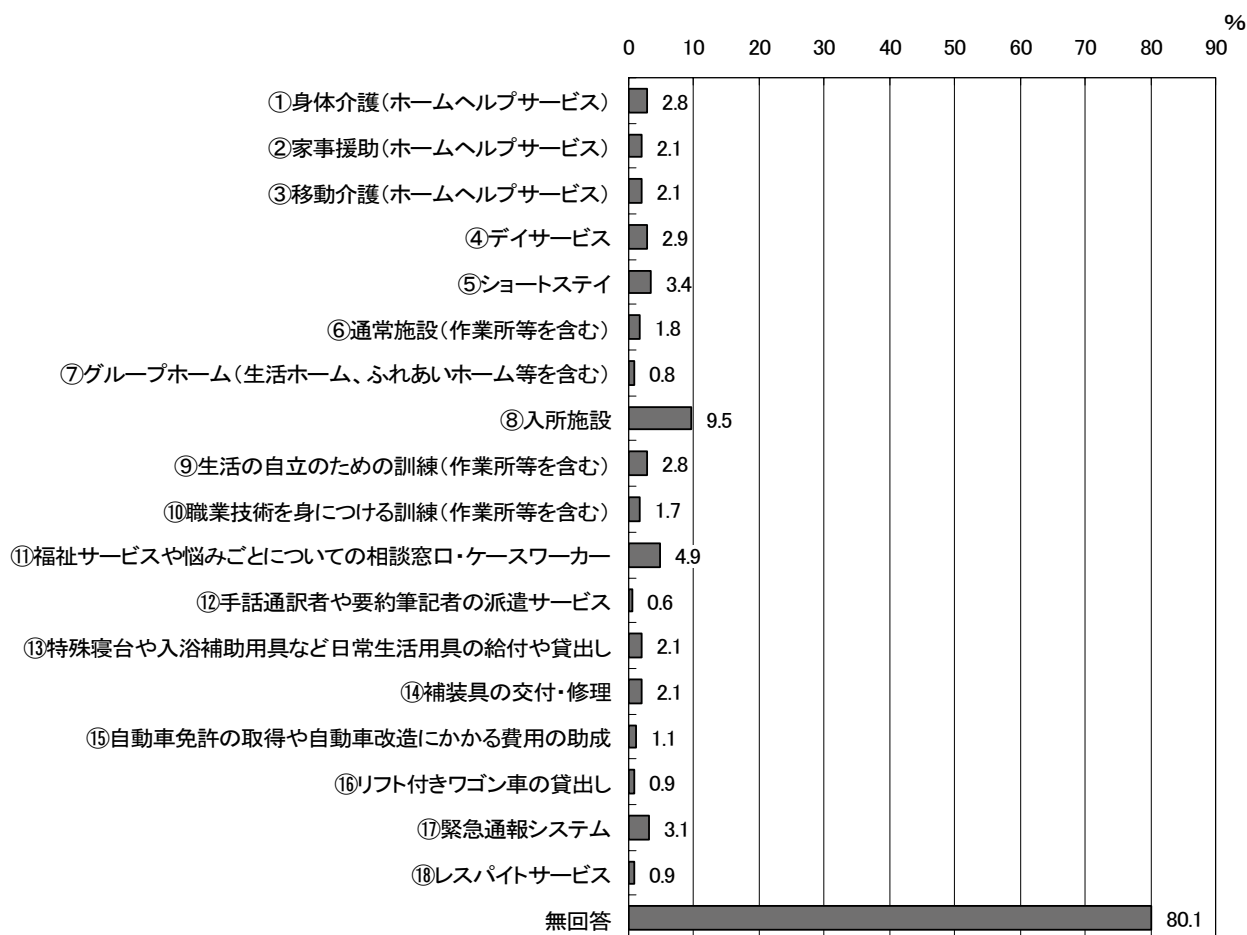
問 20 あなたは現在、つぎの障害福祉サービスや施設を利用していますか。利用している場合は、満足度もお答えください。また、今後、引き続き利用したい、あるいは新たに利用してみたいものはありますか。(評価点は、満足＝2点～不満＝－2点とした平均点)

サービス項目	利用状況等	利用している		無回答	
		利用している割合(総数 652、単位%)			
		計	評価点		
訪問	①身体介護(ホームヘルプサービス)	49	7.5%	0.96	294(45.1)
	②家事援助(ホームヘルプサービス)	27	4.1%	1.07	314(48.2)
	③移動介護(ホームヘルプサービス)	14	2.1%	0.93	324(49.7)
	④デイサービス	63	9.7%	1.22	301(46.2)
	⑤ショートステイ	36	5.5%	0.94	322(49.4)
	⑥通常施設(作業所等を含む)	26	4.0%	0.69	323(49.5)
居住	⑦グループホーム(生活ホーム、ふれあいホーム等を含む)	5	0.8%	0.60	332(50.9)
	⑧入所施設	76	11.7%	0.78	316(48.5)
活動	⑨生活の自立のための訓練(作業所等を含む)	25	3.8%	0.76	326(50.0)
	⑩職業技術を身につける訓練(作業所等を含む)	8	1.2%	0.63	335(51.4)
	⑪福祉サービスや悩みごとについての相談窓口・ケースワーカー	53	8.1%	0.81	320(49.1)
	⑫手話通訳者や要約筆記者の派遣サービス	1	0.2%	-1.00	337(51.7)
	⑬特殊寝台や入浴補助用具など日常生活用具の給付や貸出し	39	6.0%	1.26	322(49.4)
	⑭補装具の交付・修理	38	5.8%	1.03	328(50.3)
	⑮自動車免許の取得や自動車改造にかかる費用の助成	9	1.4%	0.89	331(50.8)
	⑯リフト付きワゴン車の貸出し	10	1.5%	0.80	333(51.1)
	⑰緊急通報システム	10	1.5%	0.40	335(51.4)
	⑱レスパイトサービス	9	1.4%	0.56	348(53.4)

各種のサービスの利用状況は、訪問系で身体介護、通所系でデイサービス、居住系では入所施設利用、生活支援系で相談窓口等がやや高い利用率となっています。評価点については、日常生活用具給付・貸出、デイサービス、家事援助、補装具交付・修理などで高い評価の一方、手話通訳・要約筆記者派遣は厳しい評価となっており、

問20-1 つぎの福祉サービスや施設のうち、今後、引き続き利用したい、あるいは新たに利用してみたいものはありますか。(〇はいくつでも)

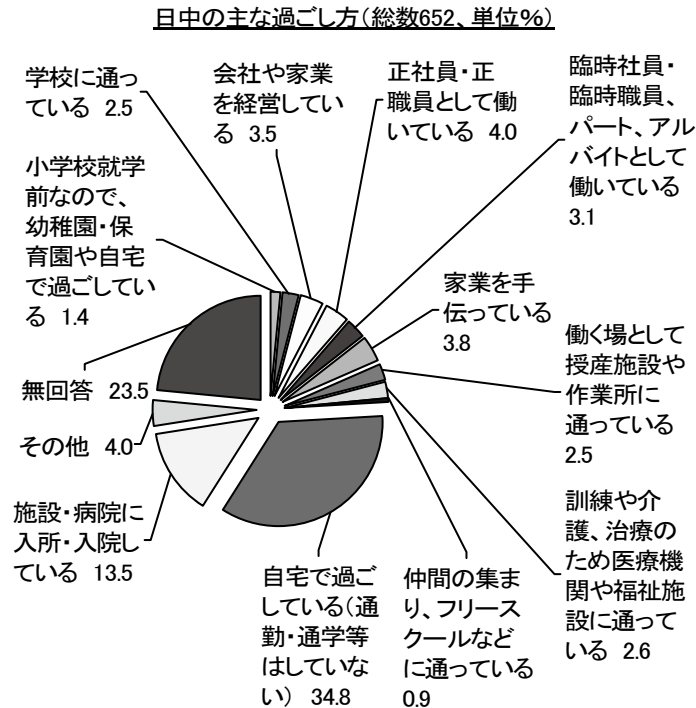
引き続き利用、または新たに利用してみたい障害福祉サービス(総数652、複数回答)



各種のサービスの今後の利用意向は、入所施設の希望が1割近いほか、相談窓口等が約5%となっています。  
その他のサービスについては、3%程度以下となっています。

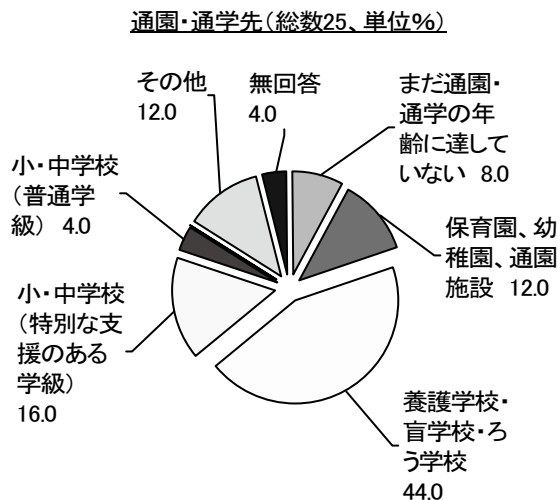
## 9 日中活動について

問21 あなたは現在、日中を主にどのような活動をして過ごしますか。(○はひとつ)



日中の主な過ごし方は、「自宅(就学年齢以上)」約35%、「施設・病院に入所・入院」約13%などが多くなっています。

問22 (問21で「小学校就学前なので、幼稚園・保育園や自宅で過ごしている」「学校に通っている」を選んだ方にお聞きします)あなたの通園・通学先は次のどれにあてはまりますか。(○はひとつ)

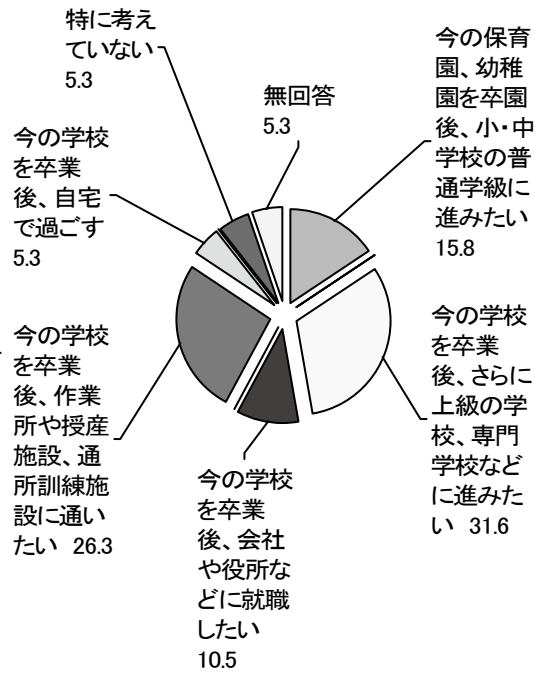


通園・通学先は、「養護学校等」が44%で最も多く、「小・中学校の特別支援学級」が16%が続いています。

問22-1 (問22で「まだ通園・通学の年齢に達していない」および「その他」以外を選んだ方にお聞きします) 今後の進路について、あなたはどのように希望していますか。(〇はひとつ)

今後の進路は、「進学」約32%、「作業所・授産施設等」約26%が多くなっています。

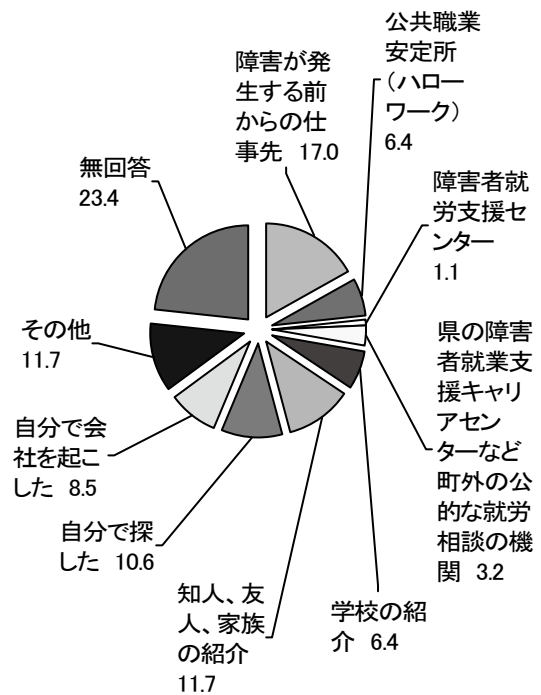
今後の進路についての希望  
(総数19、単位%)



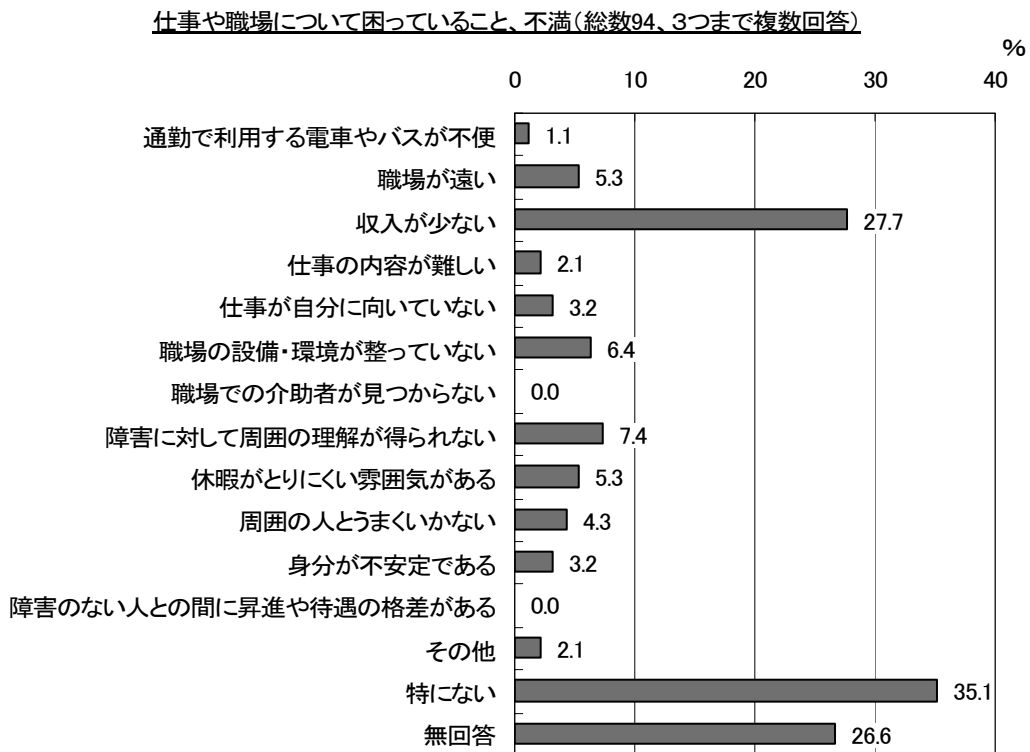
問23-1 (問21で「会社や家業を営んでいる」「正社員・正職員として働いている」「臨時社員・臨時職員、パート、アルバイトとして働いている」「家業を手伝っている」を選んだ方にお聞きします)(1)現在の仕事先はどのような方法で見つけましたか。(〇はひとつ)

仕事先は、「障害発生前から」17%のほか、「知人、友人、家族の紹介」約12%、「自分で探した」約11%などが比較的多く、公的な機関は少ない状況となっています。

現在の仕事先をどのように見つけたか  
(総数94、単位%)



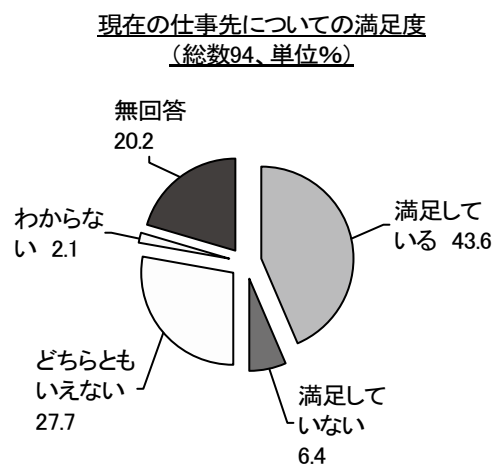
問23-2 (問21で「会社や家業を営んでいる」「正社員・正職員として働いている」「臨時社員・臨時職員、パート、アルバイトとして働いている」「家業を手伝っている」を選んだ方にお聞きします)(2)仕事や職場について困っていること、不満なことはありますか。(○は3つまで)



仕事や職場で困っていること・不満は、「特にない」が約35%で最も多くなっていますが、「収入の少なさ」も約28%で群を抜いて多くなっています。

問23-3 (問21で「会社や家業を営んでいる」「正社員・正職員として働いている」「臨時社員・臨時職員、パート、アルバイトとして働いている」「家業を手伝っている」を選んだ方にお聞きします)(3)全体として、現在の仕事先に満足していますか。(○はひとつ)

仕事先の満足度は、「満足」約44%で圧倒的に多くなっています。

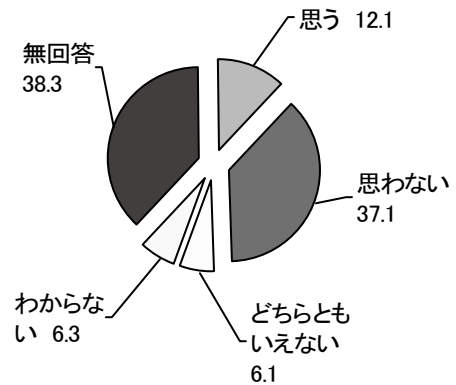




問24 あなたは今後、働きたい、あるいは転職したいと思  
いますか。(○はひとつ)

就職・転職希望のある人は、約  
12%で、決して多いとはいえませ  
ん。

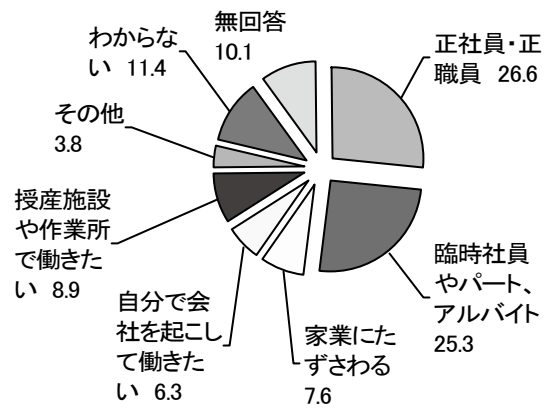
今後の就労あるいは転職意向  
(総数652、単位%)



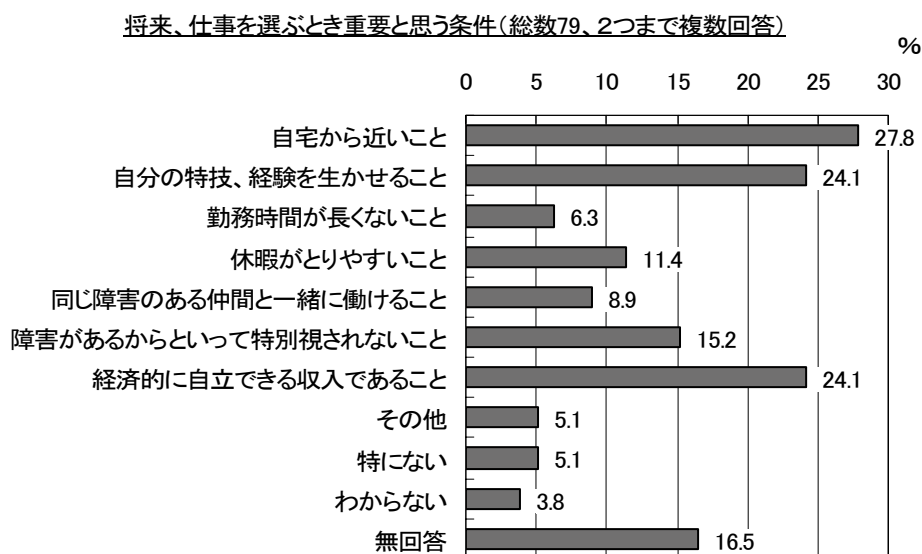
問24-1 (問24で「思う」を選んだ方にお聞きます)ど  
のような働き方を希望しますか。(○はひとつ)

就職・転職希望がある人の望む働  
き方は、「正社員・正職員」が約  
27%、「臨時社員・パート・アル  
バイト」が約 25%と多くなってい  
ます。

希望する働き方(総数79、単位%)



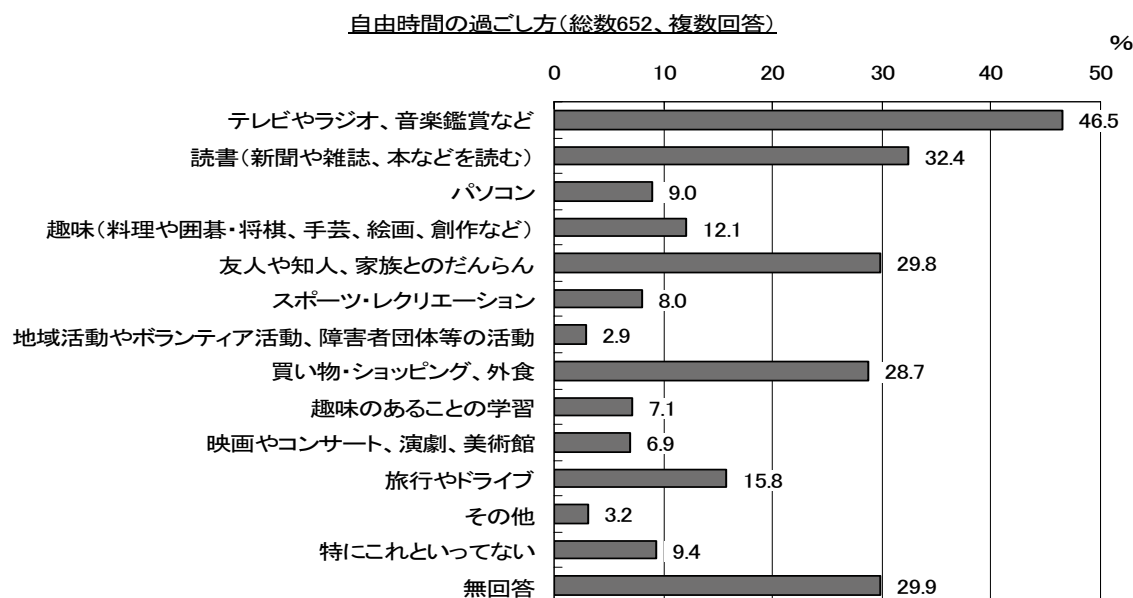
問24-2（問24で「思う」を選んだ方にお聞きします）将来、仕事を選ぶときに、あなたにとって重要な条件はありますか。（〇は2つまで）



仕事を選ぶ際に重要なことは、「自宅からの近さ」が約28%で最も多く、「特技・経験を生かす」「自立できる収入」がともに約24%で続きます。

## 10 余暇活動、地域活動について

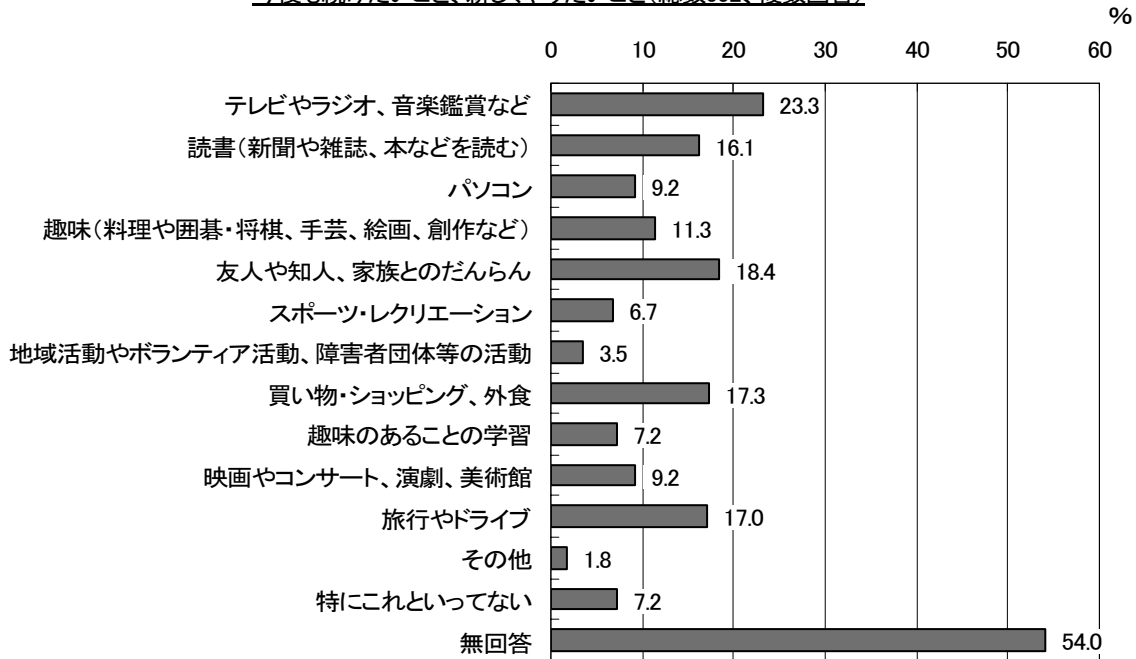
問25-① あなたは、仕事や学校などの用事のない自由時間をどのように過ごしていますか。また、今後も続けたいこと、新しくやってみたいことはどれですか。(1)現在やっていることは何ですか(○はいくつでも)



自由時間の過ごし方は、「テレビ・ラジオ、音楽鑑賞」が約46%で最も多く、「読書」約32%、「友人・知人、家族とのだんらん」約30%、「買い物、外食等」約29%などが比較的多くなっています。

問 25-② (2) 今後も続けたいこと、新しくやりたいことはありますか。(○はいくつでも)

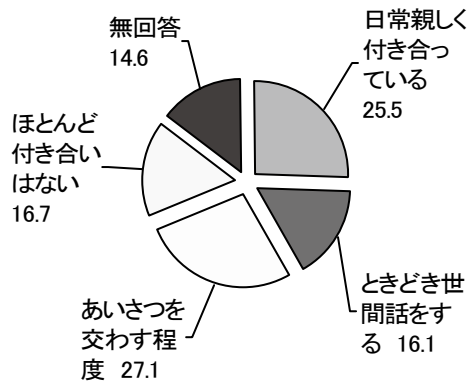
今後も続けたいこと、新しくやりたいこと(総数652、複数回答)



今後も続けたいことや新しくやりたいことは、「テレビ・ラジオ、音楽鑑賞」が約23%で最も多く、「友人・知人、家族とのだんらん」約18%、「買い物、外食等」約17%、「旅行・ドライブ」17%、「読書」約16%などが比較的多くなっています。

問26-① あなたの近所づきあいの状況をおたずねします。(1)現在の近所づきあいは次のどれに近いですか。(○はひとつ)

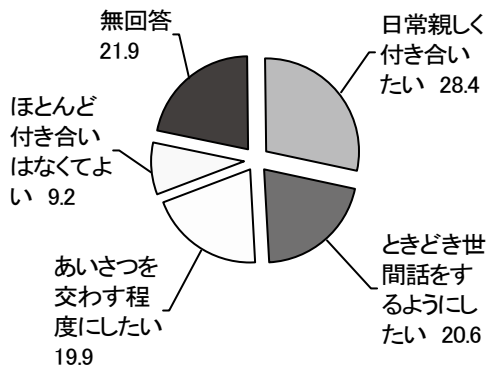
近所づきあいの状況(総数652、単位%)



近所づきあいは、「あいさつ程度」約27%、「親しく」約25%、「ほとんどなし」約17%、「世間話」約16%で、総じて近所づきあいのある人は多いといえますが、無回答も含め、近所づきあいが良好でない人も少なくないと推測されます。

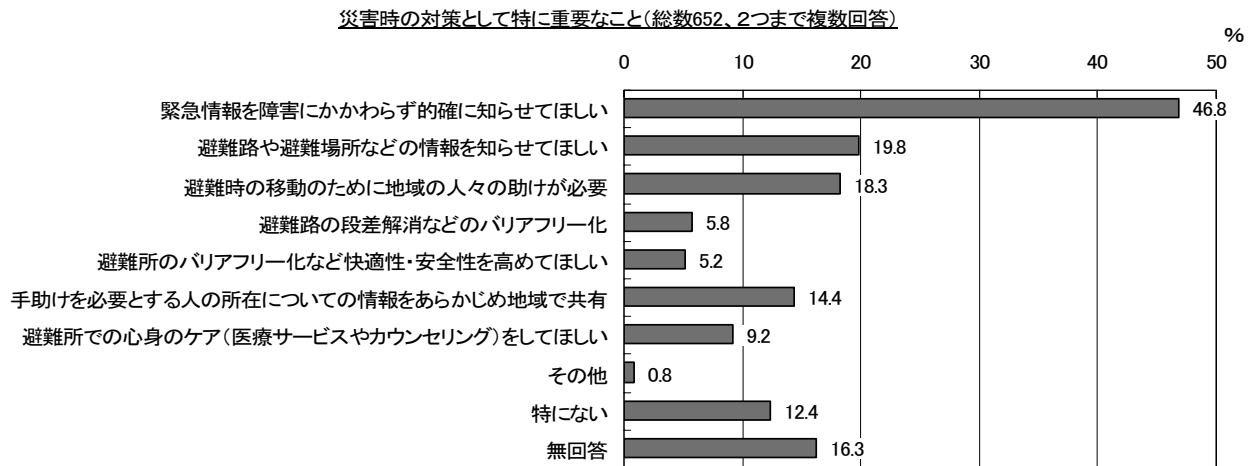
問26-② (2)今後は、どのようにしたいですか。(○はひとつ)

今後の近所づきあいの意向  
(総数652、単位%)



今後の近所づきあいの意向は「親しく」約28%、「世間話」約21%など現状よりも緊密な関係を望んでいます。ただ、無回答や「つきあいはなくてよい」も少なくなく、地域での孤立も懸念されます。

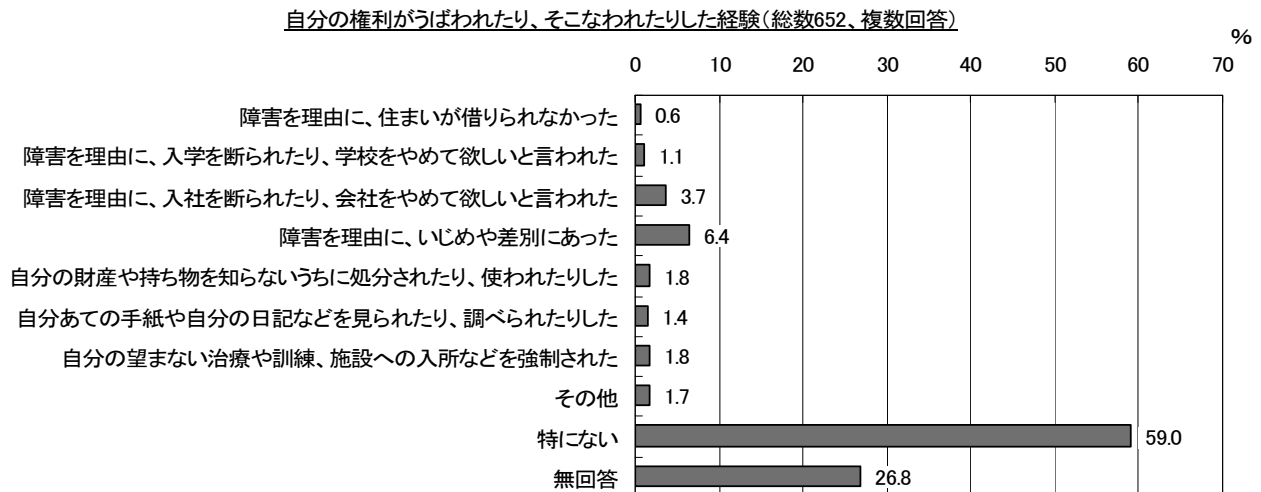
問27 あなたは火災、地震、水害などの災害時の対策として、どのようなことが特に重要だと思いますか。(〇は2つまで)



災害時の対策は、「情報を的確に知らせてほしい」が約47%で最も多く、緊急情報提供のバリアフリー化が強く望まれています。このほか、「避難路・避難場所等の情報提供」「避難移動の際の地域の人々の助け」「手助けを必要とする人の情報を地域で共有」なども比較的多く、総じて情報提供・共有に関する取り組みが重要となっています。

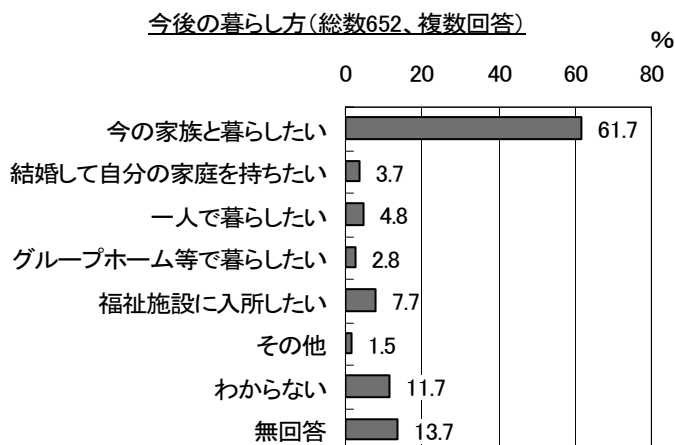
## 11 これからの障害福祉について

問28 あなたはこれまで、自分の権利がうばわれたり、そこなわれたりした経験がありますか。(〇はいくつでも)



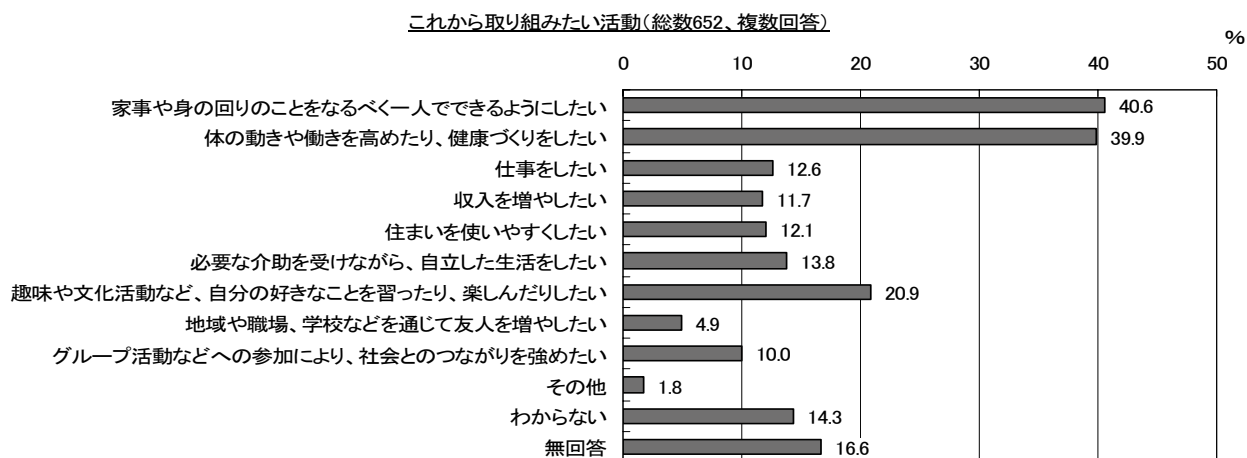
人権に係わる問題について「特にない」が約 59%と多くなっていますが、一部で「いじめや差別」「就職拒否や解雇」等の事例もみられ、今後も人権擁護に向けた取り組みが必要です。

問29 あなたはこれからどのように暮らしたいですか。(〇はいくつでも)



今後の暮らし方については、「今の家族と暮らしたい」が約 62%で圧倒的に多く、「施設入所」は8%となっています。

問 30 あなたはこれから、どのような活動に取り組んでいきたいですか。(〇はいくつでも)

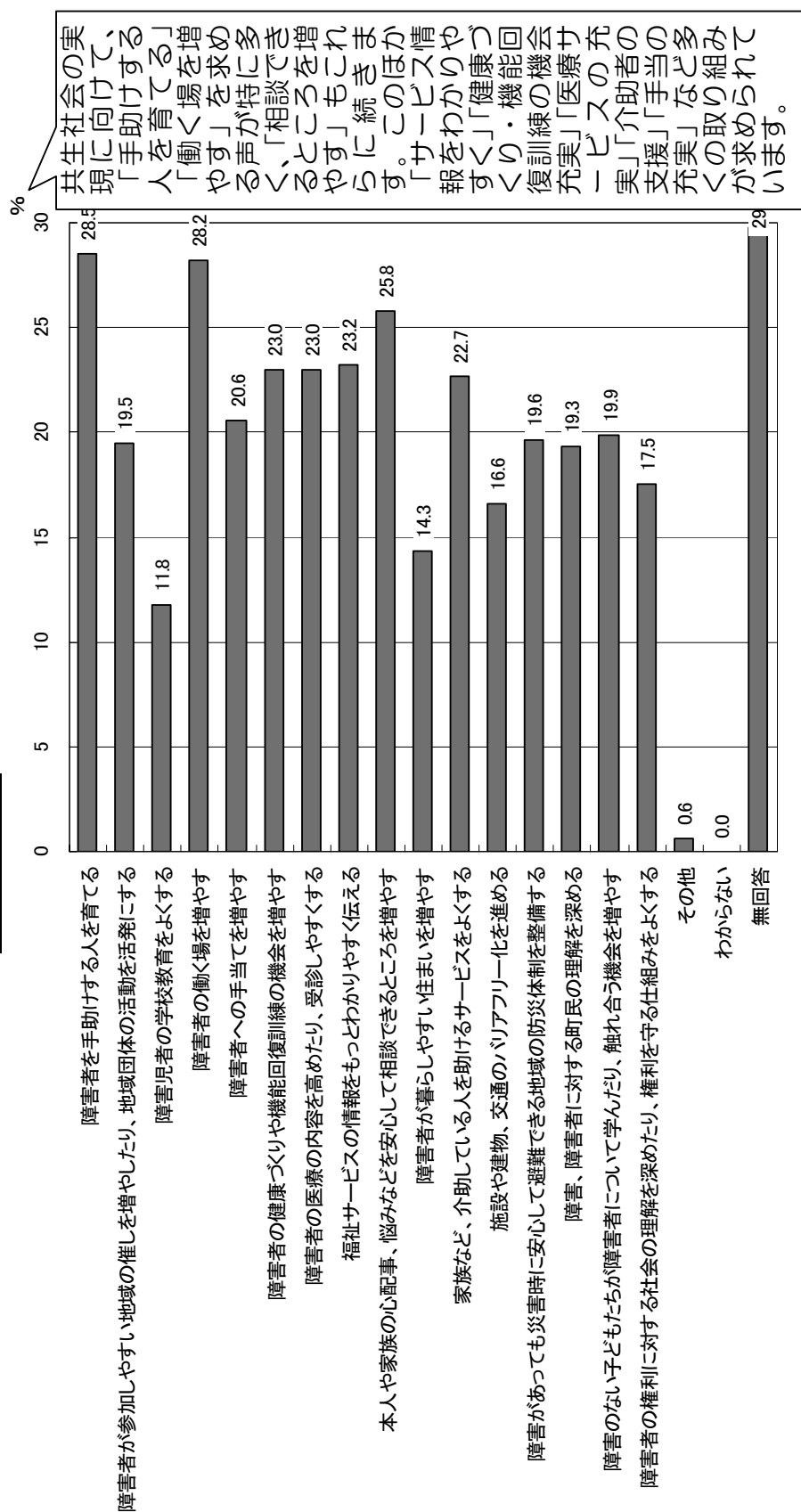


取り組みたい活動は、「家事・身の回りのことの自立」約 41%、「身体能力の向上、健康づくり」約 40%が圧倒的に多く、「趣味・習い事等を楽しむ」約 21%が比較的多く、自立に留まらず、人生を積極的に楽しもうとする志向もうかがえます。



問31 あなたは、障害のある人もない人も、自立して共に社会に参加し、自分らしく生きることのできる社会とするために、特に何が重要だと思いますか。(〇はいくつでも)

障害のある人もない人も、自立して共に社会に参加し、自分らしく生きることのできる社会とするために、特に重要なこと  
 (総数652、複数回答)



## 5. 調査結果の総括

### (1) 進む障害者の高齢化

障害のある人の約7割が65歳以上を占めており、身体障害で特に多くなっています。なお、精神障害は30～50歳代、知的障害は20歳代で多くなっています。同居家族は、配偶者や子が多く、本人以外にも介助等が必要な人がいる世帯は約15%、要介護認定を受けている人は約34%、各種手帳で重度の等級にある人も総じて多く、それぞれ厳しい生活状況にあることが推測されます。現在は、健康状態が比較的良好な人が多く、持ち家率の高さや年金など、住宅や収入などの生活基盤を確保している人が比較的多いことから、生活を維持できていると考えられますが、今後、さらに本人や介助者の高齢化、障害の重度化が進めば、地域での生活を維持することが困難となるケースが増大することが懸念されます。

### (2) 社会参加の遅れ、厳しい自立への道

日中を自宅で過ごしている人が約35%と多く、何らかの仕事に就いている人は少ない状況です。今後の就業意欲も決して高いとはいえず、自立のための収入の確保は厳しい状況にあります。

また、余暇の過ごし方についても、「テレビ・ラジオ、音楽鑑賞」「読書」「友人・知人、家族とのだんらん」などが多く、趣味等を通じた社会参加は少ない状況にあります。しかし、近所づきあいの状況は比較的良好であり、今後は地域での孤立化を防ぐため、災害時の対応なども含め、共生できる地域づくりに、より一層取り組むことが重要です。

### (3) 共生社会の実現に向けて

人権に係わる問題については、一部で「いじめや差別」「就職拒否や解雇」等の事例もみられ、今後も人権擁護に向けた取り組みが必要です。

また、今後取り組みたい活動として、「家事・身の回りのことの自立」約41%、「身体能力の向上、健康づくり」約40%が圧倒的に多く、生活の自立度を向上させたいとする強い意志がみられます。さらに、「趣味・習い事等を楽しむ」といった、自立に留まらず、人生を積極的に楽しもうとする志向もうかがえます。

今後は、こうした意向に対応し、「手助けする人を育てる」「働く場を増やす」「相談できるところを増やす」ための方策、つまり、地域での生活支援、就業の場の確保、身近な相談の場を充実することが、共生社会づくりの大きな課題となっています。



## 第3章

### 計画の基本方向



#### 第1節 基本理念

#### 第2節 政策の体系

## 第1節 基本理念

ノーマライゼーションの理念の普及や社会経済情勢の変化などにより、障害者の自立は、単に経済的・身体的自立という観点のみでなく、「どんなに障害が重くても、必要なサービスを利用しながら、地域社会のなかで、主体的な自己実現をめざすこと」としてとらえることが求められています。

これからの障害者施策は、ノーマライゼーションの理念とバリアフリー化を推進し、これまでの理念をさらに広く地域社会に定着させ、「障害が重くても、地域で当たり前の生活ができる社会を創る」ことを基本理念とし、行政のみならず、住民・関連機関・団体等がそれぞれの立場において連携して支援を行い、自立的、積極的な取り組みにより、「ともに生きる福祉と健康のまちづくり」をめざします。

## 第2節 施策の体系

主要な施策を5つの柱に体系化し、総合的に障害者福祉事業を推進することによって、「ともに生きる福祉と健康のまちづくり」の実現をめざします。

### 1 地域でともに生活するために

- ① 住宅の改善・整備
- ② 生活安定のための施策の充実
- ③ 在宅福祉サービスの充実
- ④ 保健・医療サービスの充実

## 2 自分らしく生きるために

- ① 療育体制の整備
- ② 教育の充実
- ③ 権利擁護制度の推進
- ④ 雇用・就業の促進

## 3 安心して生活するために

- ① 交通・移動対策の推進
- ② 公共施設等生活環境の整備促進
- ③ 緊急・災害対策の充実

## 4 生活の豊かさの向上をめざして

- ① 福祉用具の普及促進
- ② 情報提供の充実
- ③ スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の振興

## 5 心の障壁を取りのぞくために

- ① 障害者理解のための教育・交流の推進
- ② ボランティア活動の振興
- ③ 啓発・広報活動の推進
- ④ 相談支援体制の充実



## 第4章

### 施策の方法



第1節 地域でともに生活するために

第2節 自分らしく生きるために

第3節 安心して生活するために

第4節 生活の豊かさの向上をめざして

第5節 心の障壁を取りのぞくために



## 第1節 地域でともに生活するために

- 1 住宅の改善・整備
- 2 生活安定のための施策の充実
- 3 在宅福祉サービスの充実
- 4 保健・医療サービスの充実



機能回復訓練の作業風景

# 1 住宅の改善・整備

## ○現状と課題

長寿社会の進展や障害の重度化などに伴い、日常生活に介助や支援を要する人が増加する一方、重度の障害があっても住み慣れたこの町で、家族と一緒に暮らしたいと願う人が多くなっています。

このため、生活基盤である住まいの確保、また、障害者が生活しやすく、介護者が介護しやすい住宅・住環境の整備を進める必要があります。

## ○町で実施している施策

住宅の改良費補助

## ○行動計画

- ・公営住宅の建設については、障害者向け住宅の整備に努めます。
- ・障害者が安全で快適な日常生活を送れるよう、障害者にやさしいユニバーサルデザイン※<sub>1</sub>に基づく住宅改良事業の周知、拡大を図ります。
- ・グループホーム※<sub>2</sub>（障害者共同住居）等の整備に努めます。

---

### ※<sub>1</sub>ユニバーサルデザイン

全ての人が使いやすいように考慮してつくられた建物や製品、情報通信技術などのデザインのこと。

### ※<sub>2</sub>グループホーム

地域の中にある住宅等において、共同で生活する数人の知的障害者や精神障害者に対して、世話人による食事提供、金銭管理などの日常的な生活援助を行う施設。

## 2 生活安定のための施策の充実

### ○現状と課題

障害者の安定した生活基盤をつくり、社会的自立を促進するためには、所得保障が必要です。

このため、障害年金や各種手当等の充実とともに、医療費等経済的負担の軽減を図るための施策を推進する必要があります。

### ○町で実施している施策

福祉医療費給付

じん臓機能障害者通院費補助

知的障害施設等通園・通学費補助

心身障害者扶養共済掛金援護金

重度心身障害者福祉年金

特定疾患見舞金支給

重度心身障害者タクシー利用券交付

就労支援

### ○行動計画

- ・ 障害者に対する所得保障の柱である障害年金や各種福祉手当等の充実が図られるよう、国や県へ要望します。
- ・ 関係機関、広報媒体を通じて、各種福祉手当制度の周知に努めます。
- ・ 福祉医療制度の周知及び充実に努めます。
- ・ 施設への通所、通園等に要する交通費の補助を行うとともに、タクシー利用券交付の拡大を図ります。
- ・ 心身障害者扶養共済制度への加入を促進し、安定的な運営が図られるよう努めます。

### 3 在宅福祉サービスの充実

#### ○現状と課題

少子化、介護者の高齢化等により家庭での介護が困難になる一方、介護を要する障害者の増加や在宅志向の高まりもみられ、介護に対するニーズはますます増大しています。

こうした状況に的確に対応するため、利用者本人の視点に立った在宅福祉サービスを質、量ともに充実させることが必要です。

#### ○町で実施している施策

障害者タイムケア事業  
難病患者等短期入所補助  
障害者短期入所  
障害者等ホームヘルプ※<sub>1</sub>サービス事業  
重度心身障害者介護者慰労事業  
介護用品購入費用支給事業  
寝具洗濯等サービス事業  
日中一時支援事業

#### ○行動計画

- ・適切なサービスを提供するため、相談支援体制を充実するとともに的確な情報の収集と適切な情報の提供に努めます。あわせて、サービス従事者の育成、待遇改善に努めます。
- ・介護者の身体的、精神的負担の軽減を図るため、在宅福祉サービスの普及促進に努めるとともに、デイサービス事業等の実施を検討します。
- ・関係機関及び施設との連携を図り、在宅障害者に対する訪問サービスを進めるとともに、ホームヘルパーの充実、日中一時支援など、在宅福祉サービスの充実を図り利用を促進します。
- ・重度心身障害者を介護している方に慰労金を支給し、介護者の支援の充実を図ります。
- ・障害者援護施設の整備について広域的に検討します。
- ・精神障害者が退院し住みなれた地域で暮らすための支援を検討します。

##### ※<sub>1</sub> ホームヘルプ

障害者の家庭を介護員が訪問し、食事・排泄・入浴等の介護、調理・掃除・買い物などの家事援助等、日常生活を営むのに必要なサービスを提供するもの。

## 4 保健・医療サービスの充実

### ○現状と課題

疾病や障害を早期に発見し、適切な治療を行うことにより、障害の予防、軽減を図ることが可能です。特に乳幼児期の健康診査は生涯にわたる健康づくりの基本となるものであり、極めて重要な意義を持っています。

脳血管障害、心臓病等の生活習慣病は障害の原因となることが多く、その予防もますます重要となっています。

このため妊娠、出産期や乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた保健サービスを提供し、各種関係機関と連携しながら障害の予防、早期発見体制を充実する必要があります。

### ○町で実施している施策

自立支援医療※1

乳幼児家庭全戸訪問事業

乳幼児健康診査、健康相談

発達相談事業

### ○行動計画

- ・母子健康診査、乳幼児健康診査の充実を図り、障害の早期発見、早期治療に努めます。
- ・壮年期からの健康づくりや各種検診を促進し、中途障害の予防に努めます。
- ・医療機関との連携を図ります。
- ・健康づくりと機能回復訓練の機会の充実を図ります。

---

#### ※1 自立支援医療

平成18年4月から、これまでの障害に関わる公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）が、障害者自立支援法により自立支援医療制度として統合されたもの。

## 第2節 自分らしく生きるために

- 1 療育体制の整備
- 2 教育充実
- 3 権利擁護制度の推進
- 4 雇用・就業の促進



地域活動支援センターの作業風景

# 1 療育体制の整備

## ○現状と課題

障害のある子どもの豊かな発達を支援するためには、できる限り早期に適切な治療、指導、訓練を行うことが大切です。

特に自閉症などの発達障害児・者に関しては、発達障害者支援法により、早期発見、早期療育等の支援の充実が求められています。

このため、各関係機関との連携を密にし、家庭における療育の支援体制の充実を図る必要があります。

## ○行動計画

- ・乳幼児健康診査等を行うなかで、障害を早期に発見し、的確に指導や相談を受けられる体制の整備に努めます。
- ・児童相談所、保健福祉事務所、子育て支援センター、精神保健福祉センター等との連携を図り、療育相談、指導等を充実強化します。
- ・障害児保育の充実を図ります。
- ・ホームヘルプ、タイムケア※1、日中一時支援サービス等の充実を図り、家庭療育を支援します。
- ・5歳児健康相談を導入して、軽度発達障害等を予防すると共に早期支援に努めます。
- ・子どもの運動発達、精神発達等の促進を図ります。

---

### ※1 タイムケア

障害のある人や子どもを家庭において一時的に介護できない場合等に、登録介護者が時間単位で介護するサービス。

## 2 教育の充実

### ○現状と課題

障害のある児童生徒一人ひとりの障害や発達の状態に応じて、その可能性を最大限に引き出し、個性や能力を伸ばしていく適切な教育が求められています。

このため、一人ひとりの希望を尊重し、適切な教育の場を提供するとともに、社会的な自立や参加を支援するため、職業教育や関係機関との連携による総合的な進路指導など教育の一層の充実を図る必要があります。

### ○行動計画

- ・就学前の幼児を対象にした教育相談の充実を図り、障害児の適正就学を促進します。
- ・早期教育を総合的に推進するため、特別支援学校、小・中学校、保育所、幼稚園等との連携を強化します。
- ・特別支援学級の充実を図ります。
- ・急増している発達障害※1のある児童に対して支援の強化を図ります。

---

#### ※1 発達障害

発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥/多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定められているもの。



### 3 権利擁護制度の推進

#### ○現状と課題

障害者の中には、障害によって情報が制限されたり、判断能力や行動能力が十分でない場合には生活の様々な場面で権利侵害の被害者になるケースが見られます。

そのような立場にある人々が、安心して日常生活を営み、自らの生き方を選択・決定することができるような施策を進める必要があります。

#### ○町で実施している施策

成年後見制度※<sup>1</sup>利用に関する相談  
日常生活自立支援事業※<sup>2</sup>

#### ○行動計画

- ・ 権利擁護や権利侵害に関する相談を受付け、適切に対応する体制の整備を図ります。
- ・ 社会福祉協議会等との連携を図り、日常生活自立支援事業や成年後見制度を活用し、安心して日常生活を営めるよう支援します。
- ・ 地域や家庭内における差別や虐待等の人権問題に対し、地域生活支援事業の一環として、相談及び関係機関との連携を図り、迅速で的確な対応に努めます。
- ・ 悪徳商法の未然防止に向けた広報活動を推進し、防犯意識の高揚を図ります。

---

#### ※<sup>1</sup> 成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

#### ※<sup>2</sup> 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約の基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。

## 4 雇用・就業の促進

### ○現状と課題

景気の低迷が続くなか、障害者の一般就労も困難な状況にあります。働くことを望んでいる人は、誰でもその適性と能力に応じて就労し、職業を通じた自立と社会参加を保障することが重要です。

このため、障害者の雇用について、事業主等に理解を求めるとともに、障害者の働く場を確保する環境づくりを推進する必要があります。

### ○町で実施している施策

地域活動支援センター※1  
就労移行支援  
就労継続支援

### ○行動計画

- ・事業主等に障害者雇用の促進について啓発を図ります。
- ・ハローワーク、障害者職業センター、長野圏域就労支援センターとの連携を図り、就労相談を充実させ、就職を支援します。
- ・地域活動支援センターを中心に作業訓練や就労の支援を行い、自立生活や社会参加を支援するとともに、同センターの充実を図ります。
- ・就労支援事業所に対しての支援を行い、障害者雇用の促進を図ります。
- ・一般就労を希望する人に対し、個別の支援計画に基づいた訓練や職場実習等を実施し、ハローワークをはじめ関係機関との連携により、企業等への就職を促進する体制整備を推進します。

---

#### ※1 地域活動支援センター

障害者自立支援法により法定化された地域生活支援事業のひとつで、障害者に対して創作の活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を進める拠点となるセンター。

## 第3節 安心して生活するために

- 1 交通・移動対策の推進
- 2 公共施設等の生活環境の整備促進
- 3 緊急・災害対策の充実



循環バス乗車風景

# 1 交通・移動対策の推進

## ○現状と課題

障害者が移動しようとする際には、公共交通機関が利用できなかつたり、移動のための手段が限られていたり、歩行の安全が確保されていないなど多くの制約があります。

このため、障害者が自由に移動でき、社会参加が容易にできるよう、公共交通機関や道路・駅の整備等、障害者の利用に対応した交通、移動対策を進める必要があります。

## ○町で実施している施策

循環バス

身体障害者自動車改造補助

福祉有償運送

移動支援※<sub>1</sub>

補助犬飼育助成

## ○行動計画

- ・歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの整備を推進します。
- ・循環バスの運行については、買い物弱者等の利用者の利便性を重視して、運行計画の改善を図るなど、より一層の充実に努めます。
- ・歩道への駐輪禁止や放置自転車等の障害物の除去を推進します。
- ・身体障害者の自動車改造に要する経費の助成を推進します。
- ・車いす利用者の移動を容易にするため、リフト付き自動車の配備を促進します。
- ・障害者が利用しやすい交通、移動手段の整備に努めます。
- ・補助犬飼育に対する理解の促進、普及を図ります。

---

### ※<sub>1</sub> 移動支援

屋外での移動が困難な障害者に、自立した日常生活や社会生活、社会参加のために、ヘルパーによる外出支援を行う。

## 2 公共施設等生活環境の整備促進

### ○現状と課題

障害者が自立して生活し、積極的に社会参加していくためには、地域生活の基盤としての公共的建築物や公園等の生活環境を、ユニバーサルデザインの理念に基づき障害があってもなくても障害者が利用しやすいものへと変えていくことが求められています。

このため、個々の建築物の整備、改善を進めるとともに、生活圈全体がバリアフリー※1化されるよう、まちづくりを進めていく必要があります。

### ○行動計画

- ・公共施設の建設にあたっては、障害者等に配慮して整備するとともに、既存施設については利用しやすいよう改善に努めます。  
また、障害者用駐車場の確保に努めます。
- ・街路、公園等都市施設の整備にあたっては、ユニバーサルデザインの導入を図り、視覚障害者誘導用ブロックの敷設や障害者が利用しやすいトイレの建設等を積極的に推進します。

---

#### ※1 バリアフリー

障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁など全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

### 3 緊急・災害対策の充実

#### ○現状と課題

火災や地震、風水害等の自然災害の発生時において、障害者が安全に避難でき、災害による被害を最小限にとどめることのできる支援体制を整備することは極めて重要な課題です。

障害者は犯罪や事故の被害に遭う危険性が高く、また警察への通報や相談にも困難を伴うことから、犯罪等に対する不安感が生じやすく、その解消を図ることも重要です。

#### ○行動計画

- ・地域の協力を得ながら、災害時に援護を必要とする障害者の迅速な安否確認や避難誘導が行えるよう支援体制づくりに努めます。
- ・災害時に備え、「災害時要援護者避難支援プラン」を策定し、災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ります。
- ・情報の入手、発信が困難な視覚、聴覚障害者に対し、緊急時に電話・ファックス等で情報を提供します。
- ・防災訓練への積極的な参加を求め、防災意識の高揚を図ります。
- ・防災、防犯の知識の普及に努めるとともに、障害者も含めた災害時の要支援者の避難活動を円滑にするための防災マップの作成を検討します。

## 第4節 生活の豊かさの向上をめざして

- 1 福祉用具の普及促進
- 2 情報提供の充実
- 3 スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の推進



長野地区障害者スポーツ大会

# 1 福祉用具の普及促進

## ○現状と課題

障害者にとって、その障害を軽減するとともに、日常生活能力を向上させるためには、福祉用具の活用は欠かせません。寝たきりを予防し、社会参加を促進するためにも、補装具※<sub>1</sub>等福祉用具の活用を図る必要があります。

そのためには、福祉用具についての周知に努めるとともに、障害者にとって必要なときに速やかに福祉用具が利用できるように整備をする必要があります。

## ○町で実施している施策

補装具の交付・修理  
日常生活用具給付貸与

## ○行動計画

- ・補装具の交付、修理、日常生活用具の給付、貸与について制度の充実を図ります。
- ・県リハビリテーションセンター等より機器の開発、改良に関する情報を収集し、よりよい機器の提供に努めます。

---

### ※<sub>1</sub> 補装具

身体障害者の身体の一部の欠損又は機能の障害を補い、日常生活や職業生活を容易にするため用いられる器具の総称で、主なものとして、義肢、装具、盲人安全杖、補聴器、車いすなどがある。



## 2 情報提供の充実

### ○現状と課題

障害者特に視覚、聴覚障害者は、その障害により情報の収集、コミュニケーションの確保に大きなハンディキャップがあります。

災害、医療等生命に関わるものから、人と人をつなぐ手段としてなど、情報の収集、コミュニケーションの確保は、障害者が安心して生活し、社会参加をしていく上で極めて重要な意義を持っています。

このため、情報機器の活用や多様なコミュニケーション手段の確保など、障害の状況に応じて必要な情報を必要な時に、容易に入手したり交換できる体制の整備が必要です。

### ○町で実施している施策

手話通訳者派遣

日常生活用具給付貸与（情報通信支援用具）

### ○行動計画

- ・音訳した広報紙等の拡大を図ります。
- ・手話通訳者、要約筆記者の養成、確保を図り、派遣体制の整備を推進します。
- ・SPコード(音声コード)添付の普及を推進します。
- ・インターネット等、各種情報伝達機器の活用を促進します。

### 3 スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の振興

#### ○現状と課題

心の豊かさや潤い、生きがいのある生活を求めて、スポーツや芸術文化活動などへの関心が高まり、その参加・活動が盛んになってきています。

趣味や習い事を通じ、人生を積極的に楽しもうとする志向も伺えます。

なお、視覚障害者と健常者が共に楽しむブラインドサッカーは、長野県の拠点ともなっています。

いろいろな活動に参加することは、多くの人との出会いやふれあいがあり、そして人生の幅を広げることにもなります。

このため、障害に応じてだれもが楽しめるスポーツ、レクリエーションの普及や活動しやすい環境づくりの整備が必要となっています。

#### ○行動計画

- ・長野地区障害者スポーツ大会、パラリンピック、スペシャルオリンピックス※<sup>1</sup>等への参加を通じ、各種障害者スポーツの普及を促進します。
- ・「希望の旅」等、各種レクリエーション事業の支援を行います。
- ・障害者の利用しやすい観光施設、宿泊施設等の観光情報を容易に入手できる体制を整備します。
- ・趣味、習い事などを楽しめるよう、創作活動環境の充実を図り、県障害者文化芸術祭、町文化祭等への参加を促進します。
- ・千曲・坂城地域自立支援協議会の専門部会（さんさんネット）による社会参加の促進事業を支援します。
- ・障害者福祉センター「サンアップル」とも連携してスポーツや文化活動を通じて誰もが親しくふれ合い交流の輪を広げるための情報交換を促進します。
- ・若年障害者の意欲活性の場の確保に努めます。
- ・ブラインドサッカーを楽しむ人の輪を拡大します。

---

#### ※<sup>1</sup>スペシャルオリンピックス

知的障害のある人たちに、日常的なスポーツトレーニングとその結果発表の場である競技会を年間を通じて提供し、社会参加を応援する組織、又は、その組織が行う競技会をいう。

## 第5節 心の障壁を取りのぞくために

- 1 障害者理解のための教育・交流の推進
- 2 ボランティア活動の振興
- 3 啓発・広報活動の推進
- 4 相談支援体制の充実



人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会

# 1 障害者理解のための教育・交流の推進

## ○現状と課題

障害者に対する理解は徐々に広がっていますが、依然として心ない視線や言葉などにより人格を傷つけられている障害者も多く、偏見や差別感の除去が課題となっています。

このため、幼児から大人まですべての人々に、生涯にわたる福祉教育、学習の機会を提供するとともに、障害者と健常者の交流活動を促進し、互いの人格を尊重し思いやることのできるまちづくりの推進を図ることが必要です。

## ○町で実施している施策

人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会※1

## ○行動計画

- ・「障害者週間」(12/3～12/9)をはじめ、さまざまな機会を通じて、障害者に対する誤解や偏見をなくすとともに、その理解を深めます。
- ・「人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会」を開催し、その内容の充実を図ります。
- ・「福祉ふれあいのつどい」など各種イベントの開催を支援します。
- ・障害児との交流の場を通じ、保育園、幼稚園時代からの福祉教育を促進します。
- ・障害者相互や健常者とのふれあい、交流活動を促進するために、ふれあいと交流の場の確保に努めます。

---

### ※1 人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会

各関係団体が連携して、町民一人ひとりがかけがえのない存在として尊重されるとともに福祉に対する理解を深め、明るく住みよい人権・共生のまちづくりの実現をめざして開催するもの。

## 2 ボランティア活動の振興

### ○現状と課題

子どもの頃からボランティア活動等を通じて障害者との交流を深めることは、偏見や差別をなくすために、大きな役割を果たします。

しかし、「障害者福祉に関する意識調査」では、ボランティアの日常生活支援を受けた人は約12%という現状です。

このため、ボランティアの活動内容を周知するとともに、活動を積極的に支援し、ボランティア人口の拡大とボランティア思想の普及を図ることが必要です。

### ○行動計画

- ・ボランティアの支援を多くの人を受けられるよう、ボランティアの活動状況に関する情報を周知します。
- ・手話通訳、要約筆記※1、音訳・点字等の専門的知識を要するボランティアを育成し、活動を支援します。
- ・ボランティア活動への企業や団体等の理解と関心を高め、地域に根付いた企業ボランティア活動を支援します。
- ・福祉施設訪問等のボランティア体験を通じ、思いやりの心を育て、ボランティア活動の浸透を図ります。
- ・ボランティア保険制度を活用し、ボランティアが活動しやすい体制を整備します。
- ・社会福祉協議会や福祉事業所と連携し、地域福祉の担い手であるボランティアの発掘、育成、参加しやすい環境整備、指導者の養成、地域福祉情報の提供などに努め、ボランティア活動の促進を図ります。

---

#### ※1 要約筆記

中途失聴・難聴者等に文字で話や言葉を要約し、OHP及びノートテイク等で伝達し、中途失聴・難聴者に関する広報活動に協力する者。

### 3 啓発・広報活動の推進

#### ○現状と課題

障害者が地域で安心して生活を送ることができる社会にするためには、障害者についての正しい知識の普及に努め、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る必要があります。

今後は、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図り、障害者に対する理解の促進と啓発活動の推進が必要です。

#### ○行動計画

- ・心のバリアフリー化を図るため、障害者と健常者がふれあい、交流する機会を作るとともに、健常者の障害者理解を高める啓発活動を推進します。
- ・障害者に対する理解と認識を一層高めるため、講演会や研修会等を開催します。
- ・学校事業において、体験学習やボランティア活動等様々な方法を取り入れて教育・啓発活動を推進します。

## 4 相談支援体制の充実

### ○現状と課題

障害のある方やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言サービス利用の調整等を行い、生活全般を支援する相談支援事業は、障害のある方が地域で自立した生活を営むためにも相談体制を充実することが大切です。

障害者自立支援法の施行にともない、市町村事業と位置づけられた相談支援事業では、千曲・坂城障がい者（児）相談支援室※1を設置し、長野圏域障害者総合支援センターと連携して、専門的知識を有した相談員が各種相談に応じています。

また、相談は、身体・知的・精神障害者に関わり、内容が多様化しているため、さらに相談支援事業を充実する必要があります。

### ○行動計画

- ・千曲・坂城地域自立支援協議会の機能向上を図り、多様な機関でのネットワークの構築、調整及び困難事例の解決方策の研究を推進します。
- ・千曲・坂城地域自立支援協議会を地域の受け皿として、地域の課題や実施サービスの平準化について国、県へ働きかけていきます。

---

#### ※1 千曲・坂城障がい者（児）相談支援室

障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、千曲市・坂城町が共同して、専門的知識を持った相談支援専門員を配置し、必要な情報の提供等の便宜を供与し、必要なサービスをいっしょに考えていく施設。

場所：千曲市役所戸倉庁舎内 TEL：026 - 275 - 0548

# 資 料

## 障害者の状況

1 身体障害者（児）

2 知的障害者（児）

3 精神障害者

坂城町障害者計画等策定委員会設置要綱

坂城町障害者計画等策定委員会委員名簿



# 障害者の状況

## 1 身体障害者（児）（平成22年3月31日現在）

### (1) 等級別 (単位：人、%)

1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
191	129	180	200	50	51	801
23.8	16.1	22.5	25.0	6.2	6.4	100

### (2) 年齢別 (単位：人、%)

18歳未満	18～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～74歳	75歳以上	合計
12	32	32	52	56	200	417	801
1.5	4.0	4.0	6.5	7.0	25.0	52.0	100

### (3) 障害別 (単位：人、%)

視覚	聴覚	ろうあ	音声言語	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱直腸
57	64	9	7	81	48	24	23
7.1	8.0	1.1	0.9	10.1	6.0	3.0	2.9

体幹	上肢切断	上肢機能	下肢切断	下肢機能	合計
123	16	126	6	217	801
15.4	2.0	15.7	0.7	27.1	100

### (4) 原因別 (単位：人、%)

交通事故	労働災害	その他の事故	戦傷・戦災	先天的疾患	後天的疾患	合計
16	48	20	9	44	664	801
2.0	6.0	2.5	1.1	5.5	82.9	100

## 2 知的障害者（児）（平成 22 年 3 月 31 日）

(1) 程度別 (単位：人、%)

重 度	中 度	軽 度	合 計
4 5	3 6	3 2	1 1 3
39.8	31.9	28.3	1 0 0

(2) 年齢別 (単位：人、%)

18 歳未満	18～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65～74 歳	75 歳以上	合 計
2 9	4 6	1 3	1 1	5	7	2	1 1 3
25.7	40.7	11.5	9.7	4.4	6.2	1.8	1 0 0

## 3 精神障害者（平成 22 年 3 月 31 日）

(単位：人)

自立支援医療受給者証交付件数	精神障害者保健福祉手帳交付件数
1 5 0	6 4

## 坂城町障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項の規定により坂城町障害者計画及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第2項の規定により坂城町障害福祉計画を策定するため、坂城町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2 委員会の任務は、坂城町障害者計画及び坂城町障害福祉計画（以下「坂城町障害者計画等」という。）の策定にあたり、総合的に協議、検討を行う。

(組織)

第3 委員会は、15名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 民生児童委員
- (2) 障害者団体の代表
- (3) 福祉、行政関係団体の代表
- (4) その他町長が必要と認めた者

3 前項に掲げる者のほか、専門的知識を有する者から意見を聴くため、専門委員を委嘱することができる。

(任期)

第4 委員の任期は、坂城町障害者計画等の策定が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員が互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(報酬)

第7 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年条例第4号）の定めるところによる。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、福祉健康課で行う。

(補則)

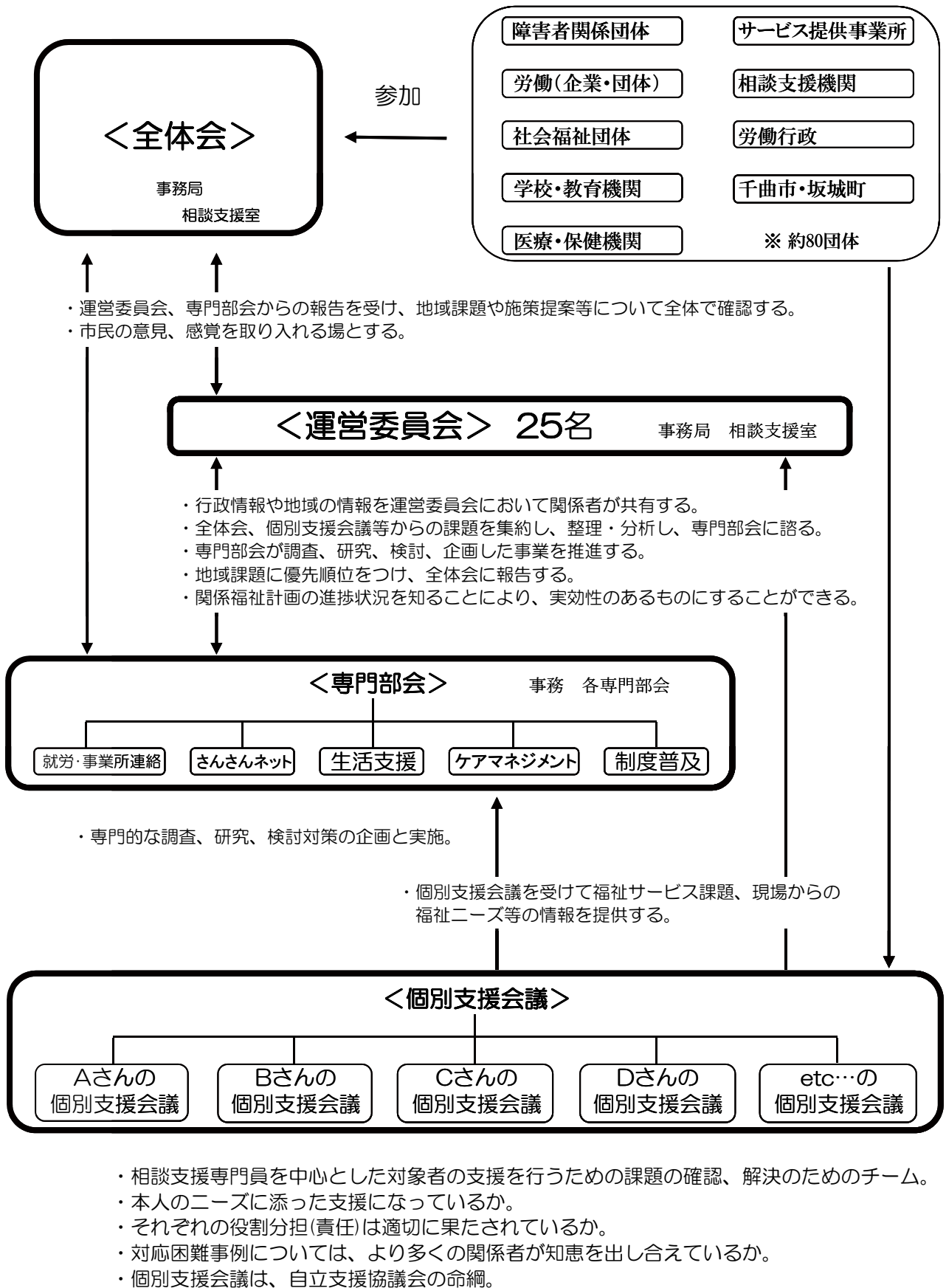
第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 坂城町障害者計画等策定委員会委員名簿

	氏 名	役 職 名
委 員 長	塩野入 博 幸	民生児童委員協議会会長
副 委 員 長	和 合 良 一	身体障害者福祉協会会長
委 員	野 口 協 子	民生児童委員障害者福祉部会会長
	山 崎 恵実子	手をつなぐ親の会会長
	堀 幸 三	精神障害者家族会会長
	井 尻 けさ代	ちくま手話サークル会会長
	松 井 清 和	宝池月影寮施設長
	田 中 道 廣	区長会会長
	内 山 和 三	社会福祉協議会会長
	神 津 利 信	坂城中学校長
専 門 委 員	野 村 健一郎	長野大学社会福祉学部教授
	伊 東 秀 人	稲荷山医療福祉センター事務長
	滝 沢 英 知	千曲・坂城障がい者(児)相談支援室 相談支援専門員

# 千曲・坂城地域自立支援協議会

事務局：千曲・坂城障がい者(児)相談支援室(戸倉庁舎1階)



---

## 坂城町障害者計画

発行日 平成23年3月

編集 坂城町福祉健康課  
発行 〒389-0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050  
電話(0268)82-3111

印刷 滝沢印刷  
〒389-0601 長野県埴科郡坂城町大字坂城6498-2  
電話(0268)82-2837

---

表紙『坂城町』宝池月影寮手芸班とボランティアの皆さんによる共同作品

